

第8回「化学物質と環境に関する政策対話」

議事録

1. 日時 平成27年9月3日（木） 14：00～16：30

2. 場所 大手町サンスカイルーム 24階 E室

(東京都千代田区大手町2丁目6番1号 朝日生命大手町ビル24階)

3. 出席者

【メンバー】（敬称略、五十音順）

一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会 製品化学物質管理部会 副部会長、トヨタ自動車株式会社	浅田 聰
主婦連合会 会長	有田 芳子
特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事	井上 啓
農林水産省 大臣官房 環境政策課長	大友 哲也
日本生活協同組合連合会 環境事業推進部	小野 光司
国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 准教授[座長代理]	亀屋 隆志
環境省 総合環境政策局 環境保健部長	北島 智子
淑徳大学人文学部 教授 [座長]	北野 大
オーフス条約を日本で実現するNGO ネットワーク 運営委員	橘高 真佐美
ジャーナリスト 環境カウンセラー	崎田 裕子
一般社団法人日本化学工業協会 常務理事	庄野 文章
環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課長	立川 裕隆
大阪府 環境農林水産部 環境管理室長	谷口 靖彦
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長	中下 裕子
熊本学園大学 社会福祉学部 教授	中地 重晴
厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室長補佐 【倉持 憲路 化学物質安全対策室長の代理出席】	日田 充
日本労働組合総連合会 総合労働局 雇用対策局 次長	丸田 満
国立大学法人東京工業大学大学院 総合理工学研究科 教授[座長代理]	村山 武彦
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 分析官 【森戸 和美 化学物質対策課長の代理出席】	柳川 行雄
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長	山内 輝暢
電機・電子4団体 製品化学物質専門委員会 委員長、富士通株式会社	山田 真理子
日本化学エネルギー産業労働組合連合会 JEC 総研代表	山本 喜久治

4. 議題

■前回の振り返り

■ICCM4 に向けて

(1) ICCM4 の概要と論点（環境省）

(2) 2020 年目標達成にむけて～ライフサイクル全体でのリスク管理徹底に向けた主体間連携の可能性～（ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田委員）

(3) ICCM4 に向けての意見（NPO 法人有害化学物質削減ネットワーク 中地委員）

(4) SAICM および以後の産業界の取り組みと展望（一般社団法人日本化学工業協会 庄野委員）

■ SAICM 国内実施計画点検報告書取りまとめの報告

■ その他

(1) 今後の議題について

(2) 今後の運営体制について

5. 議事

5. 1 開会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、第8回化学物質と環境に関する政策対話を開催致します。

本日は、皆様お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

まず初めに、本政策対話の事務局である環境省環境保健部長、北島智子様よりご挨拶をいただきたいと思います。お願ひいたします。

○北島氏 皆さん、こんにちは。環境保健部の北島でございます。本日は、大変お忙しい中、第8回化学物質と環境に関する政策対話にご参加いただき、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今月末より第4回国際化学物質管理会議、ICCM4が開催されますが、化学物質の管理の国際目標であるWSSD2020年目標の目標年まで、残すところ5年となっております。このICCM4は、我が国のSAICM国内実施計画におきましても、大きなメルクマールとして言及されており、今後の化学物質による人の健康や環境への悪影響を最小化するための取り組みについて議論する、非常に重要な機会だと考えております。

本日の政策対話では、この機会を捉え、このICCM4に関する期待や課題などを各委員か

らご発表いただく予定でございます。この会議では、個別の論点に加え、今後5年間のガイダンス等についても議論が行われる予定であり、本日のご議論も踏まえつつ、我が国としてもしっかりと対応していくことが必要だと考えておりますので、ぜひ活発なご議論をいただければとお願い申し上げます。

また、S A I C M国内実施計画につきましては、政策対話でのご議論を踏まえまして、その点検結果を関係省庁で取りまとめることができました。後ほどご報告もございますが、皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 北島様、ありがとうございました。

続きまして、今回から新たにご参加いただくメンバーのご紹介をさせていただきたいと思います。

議事次第の次に、出席者一覧、座席表がございますので、ご参照いただければと思います。

まず初めに日本生活協同組合連合会環境事業推進部長、二村睦子様の異動に伴い、新たに同部、小野光司様にご参加いただいております。また、日本労働組合総連合会総合労働局雇用対策局長、高松和夫様の異動に伴い、新たに同局次長、丸田満様にご参加いただいております。

また日本石鹼洗剤工業会環境委員長、角井寿雄様の任期満了に伴い、新たに内海実様に交代されておりますが、本日は所用のためご欠席となっております。

続きまして行政における人事異動に伴い、農林水産省大臣官房環境政策課長として木内岳志様に代わり、新たに大友哲也様にご参加いただいております。

また環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長として、森下哲様に代わり、新たに立川裕隆様にご参加いただいております。

代理出席と致しましては、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長、森戸和美様に代わり、同化学物質対策課化学物質国際動向分析官、柳川行雄様にご参加いただいております。

また、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長、倉持憲路様に代わり、同化学物質安全対策室長補佐、日田充様にご参加いただいております。

また本日ご欠席の方といたしましては、内海様のほかに住友化学株式会社理事・生物環境科学研究所長、片木敏行様からご欠席のご連絡をいただいております。

事務局は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課とみずほ情報総研でございます。よ

ろしくお願ひいたします。

またこの政策対話は、公開で開催しております、プレスの取材の方々も傍聴席にお見えになることを申し添えさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の束を外していただきまして、ご覧いただければと思います。

議事次第の後ろに出席者名簿、座席表、続きまして資料1、前回政策対話の議論の整理でございます。

続きまして資料2-1、ICCM4の概要と論点、環境省様からの発表資料がございます。続きまして資料2-2、崎田委員からの発表資料として、2020年目標達成に向けてライフサイクル全体でのリスク管理徹底に向けた主体間連携の可能性の資料がございます。続きまして資料2-3、中地委員の発表資料としまして、ICCM4に向けての意見、資料2-4、庄野委員からの発表資料として、SAICM及び以後の産業界の取り組みと展望の資料がございます。

続きまして資料3のシリーズでございます。資料3-1、SAICM国内実施計画点検の経緯と今後のスケジュール、資料3-2、SAICM国内実施計画の進捗状況について、資料3-3、SAICM国内実施計画の進捗状況についての地方公共団体編でございます。続きまして資料3-4、SAICM国内実施計画の進捗状況につきましての業界団体・労働団体編がございます。続きまして資料3-5、こちらが市民・消費者団体、NGO/NPO編でございます。続きまして資料3-6、パブリックコメントの結果について、がございます。

その後が資料4のシリーズでございまして、資料4-1、化学物質と環境に関する政策対話の今後の議題について、資料4-2、化学物質と環境に関する政策対話の今後の運営体制について、その後が参考資料でございまして、参考資料1、政策対話の設置要綱（案）、それから参考資料2、第7回政策対話の議事録、参考資料3、第四次環境基本計画の抜粋、参考資料4、SAICM国内実施計画となっております。

全てお手元にお揃いでどうか。不足等がございましたら、事務局にお知らせいただければと思います。

また、一般傍聴の皆様には、入場時に本日のご感想などを記入いただくアンケート用紙をお配りしております。お帰りの際に、受付にお渡しくださいますようお願い致します。

続きまして交代委員のご紹介を簡単にいただきたいと思います。新たにご参加いただく委員の方から、自己紹介をお願いしたいと思います。まず農林水産省の大友様から座席順に簡単にお願ひできればと思います。

○大友氏 農林水産省環境政策課の大友と申します。8月、人事異動に伴いまして参りました。よろしくお願ひします。

○小野氏 日本生協連環境事業推進部の小野と申します。前任の二村にかわり、今日から出席することになりました。化学物質については、大学以来ということで、なかなかついていけないところもあると思うのですが、一応、環境関係では、原材料調達を担当しておりますので、その面から発言できたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○立川氏 環境省環境保健部環境安全課長をしております立川と申します。私は7月31日付で、警察庁に出向していたのですが、環境省に戻ってきたという人間です。私も化学物質関係、平成3年ごろに、だいぶ昔ですが、ベンゼンとかトリクロレンとかパークリンとかいろいろ担当し、それ以降もちょこちょこはやりましたが、久しぶりでありますので、どうぞご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○事務局 丸田様、簡単にお願いします。

○丸田氏 皆さんこんにちは。労働組合「連合」の丸田と申します。

私どもは労働組合ですので、職場にあっては働く者の立場から、そして自宅や地域に帰れば生活者の立場、この2つの立場から参加させていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは参考資料1の設置要綱につきまして、変更をご確認いただきたく存じます。
ごらんいただければと思います。

冒頭に述べましたとおり、構成メンバーが変更となっておりますので、設置要綱の裏面、別紙、構成メンバーを修正させていただいております。なお構成メンバーが変わるたびに、1ページ目の設置要綱の改定日を記載すると煩雑になりますので、構成メンバーの変更のみの場合には、別紙の下に注記としてメンバーの変更履歴を残すこととしたいと思います。特段のご異論ないようございましたら、1ページ目タイトルにある設置要綱の（案）を取らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、こちらの設置要綱の「（案）」を取りまして、正式な設置要綱とさせていただきます。

それでは、本日の議事の概要をご紹介させていただきたいと思います。議事次第にお戻りいただきまして、本日の議題は大きく4つございます。

1つ目、まず政策対話の前回の振り返りをさせていただきたいと思います。2つ目が、本日

の主な議題となっておりまして、ＩＣＣＭ４に向けてということで、環境省様からＩＣＣＭの概要と論点についてご説明いただいた後、委員の方からプレゼンテーションをしていただきたいと思います。その後ご議論をお願いいたします。また3つ目としまして、ＳＡＩＣＭ国内実施計画点検報告書取りまとめについて、パブリックコメントを行いまして、これを踏まえた対応結果をご報告させていただきたいと思います。最後に4つ目、その他といたしまして、今後の議題と運営体制についてご意見を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、この後の議事進行を座長の北野先生にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○北野座長 承知しました。

5. 2 前回の振り返り

○北野座長 本日は予定では4時半までと、結構、長丁場になっております。多くの議題がありますので、早速ですが議事に移りたいと思います。

最初に議事の一つ目として、前回、政策対話の振り返りを行いたいと思います。資料1の説明を、事務局から簡潔に要点のみお願いします。

○事務局 それでは資料1、前回政策対話の議論の整理をご覧いただければと思います。

第7回政策対話では、ＳＡＩＣＭ取り組み状況点検報告書（案）について、こちらをご確認いただきますとともに、我が国の取り組みとしてアピールすべき点や、今後推進すべき取り組みについて議論をいただいたところでございます。

順に、まずＳＡＩＣＭへの取り組み状況の点検報告書の関係についてご指摘いただいた点と、それに対する対応をご紹介したいと思います。

イタリックになっております部分は、点検報告書で対応を行った部分について記載したものでございますので、ご覧いただければと思います。

まず1つ目でございますけれども、水銀に関する水俣条約に向けて、国内の取り組みの最新状況を反映したらどうかというご指摘を浅田委員からいただきまして、国の点検報告書に追記いたしております。

続きまして星の2点目でございますが、地方公共団体編につきまして、個別団体の取り組みがもっとわかるような情報を記載するべきではないかという指摘を、中地委員からいただいております。こちらにつきましては、地方公共団体編の取り組み事例を、より多く記載するよう

な形で構成を変更しております。

続きまして3つ目でございますが、リスクコミュニケーションの内容について、その詳細を記載してはどうかといった点や、リスクコミュニケーションの推進等の「等」というのは何なのかというようなご指摘をいただいております。

これにつきましては、リスクコミュニケーションの推進等の取り組みの脚注の部分で、ウェブ上でのリスクコミュニケーションの事例紹介や、セミナーによるリスクコミュニケーションの紹介も含まれているといった旨を追加しております。

おめくりいただきまして、星の1つ目でございますけれども、庄野委員がS A I C Mの新規政策課題E P Iの対応について、もっと記載できないかというようなご指摘をいただいておりまして、その下、イタリックの部分ですけれども、水環境中で検出される医薬品等による生態系への影響把握の取り組みについて、追記を行っております。

その続きでございますけれども、P C B廃棄物に関する記載の箇所について、中地委員からご指摘をいただきまして、こちらをライフサイクル全体のリスクの削減へ、記載場所を変更しております。

その2つ下に行っていただきまして、市民・消費者団体の取り組みについて、問題意識が見てこない。もっと書き込めないかといったところを崎田委員からご指摘いただきまして、N P O／N G O編の点検報告書の一番「はじめに」のところに追記を行っております。

その他、消費者との情報共有に関する課題をご指摘いろいろいただきしております、3ページの中ほど、取り組み状況の総括と今後の課題というところに、消費者との適切な情報共有のための取り組み等を推進するといったことを追記しております。

その下に参りまして、3ページの一番下でございます。浅田委員から、産業界も含めた国際貢献についてもっとアピールをうまくできなかといったところをご指摘いただきまして、一番下ですけれども、文章を追加しております。タイとか、あとはベトナムとの協力文書に基づき、我が国の産業界と協力しながら、制度構築に必要な情報の提供ですとか、人材育成支援を行っているといった旨を追記しております。

続きまして4ページ目でございます。崎田委員から、水銀に関する取り組みについて、上手く反映してほしいというご指摘をいただきまして、これについての追記を行っております。

以上についてが、点検報告書に関するご指摘でございます。

続きまして、4ページ目の上から2つ目のあたりですけれども、I C C M 4の準備会合のため、O E W G、第2回公開作業部会についてご報告した件について、ご指摘、ご質問をいただ

いておりますので、そちらを簡単に振り返させていただきます。

1点目は、ペルフルオロ化合物についての議論の状況についてのご質問をいただいたところでございます。その次は、毒性の高い農薬について、何がターゲットになっているのかというところをご質問いただきまして、ご回答しているところでございます。

3つ目の星のところでございますけれども、ＩＣＣＭ４について、もう少し日本語で情報提供いただけないかというところをご指摘いただきまして、それについては今後、検討したいというふうに回答しているところでございます。

4ページ目一番下のところは、ＥＰＩの登録に関するご質問をいただきまして、5ページの上に行っていただきますけれども、国ごとに化学物質管理のレベルに大きな差があるといったご指摘、そこを考慮すべきではないかといったところを山本委員からご指摘いただいているところでございます。

以上がＯＥＷＧに関するご指摘、ご質問等でございまして、その次、前回政策対話での議事2です。ＳＡＩＣＭへの取り組み状況及び今後の進め方に関するご質問、ご指摘を幾つかいただいております。

1点目は、内分泌かく乱作用に関する対応・取り組みが遅れているのではないかといったところのご指摘をいただいております。

5ページ目のその下のあたりも、同様に内分泌かく乱作用に関するご指摘でございまして、裏面に行っていただきまして、6ページ目が殺虫剤への対応について、もっと今後の方向性を考えてほしいといったところをご指摘いただきました。

そのほか一番下のところですけれども、予防原則に則ってもっと取り組みを進めていくべきではないかといったところをご指摘いただいているところでございます。

以上が、前回政策対話の振り返りでございます。

○北野座長 ありがとうございました。

この内容については議論する内容ではないので、ご発言の先生、委員の皆さん方が発言の趣旨どおりになっているか。それについてはまた事務局で点検報告書に必要な修正または追加記載しておりますので、ご確認いただけたと思うのですが、特にここで何かご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではご発言の委員の皆さん方、ご自分の発言の部分がどういう形で点検報告書に記載されているか、後ほどまた確認していただきたい、もし何かあればまた事務局に連絡いただきたい

と思います。ということで、私としては、基本的に発言の趣旨を踏まえて点検報告書に反映されていると、私は理解しておりますが、格段問題がありましたら、また事務局のほうにご連絡ください。

5. 3 ICCM4に向けて

○北野座長 それでは、今日一番大事なテーマになるのですが、2つ目の議題です。ICCM4に向けてということで、まず環境省からICCM4の概要と論点について説明いただいた後、崎田委員、中地委員、庄野委員からプレゼンテーションをしていただこうと思っておりま

全体の議論は、委員の皆さん全体の発表が終わってからにしたいと思っているのですが、本日崎田委員がご都合で15時に退席されますので、崎田委員の発言については、発表のすぐ後に15分程度時間をとりますので、そこで議論したいと思います。それ以外の発表内容については、皆さんのが全て終わった後にしたいと思います。

それでは最初にICCMの概要と論点について、ということで、資料2-1について環境省からご説明をお願いします。

○環境省環境安全課 後ろから失礼いたします。環境省環境保健部環境安全課でございます。

お手持ち資料番号2-1をご用意いただけたらと思います。スクリーンに出ておりますスライド番号の2番、アウトラインにつきまして、そこから説明させていただきます。

非常に簡単にICCM4、かなりいろいろな議論があると思うのですが、内容を絞り込みご説明させていただきたいと思います。

主な予想される論点として幾つかあるのですが、今回はOGと呼ばれる2020年目標に向けてのOverall Orientation and Guidanceというものについてご説明させていただき、あわせて我が国からの情報発信をどういうことをしていくかということについて、説明させていただきたいと思います。

ICCMの中でかなり英語のアクロニムというか、省略や略語が多いので、皆さん分かりにくいかと思いますけれども、できるだけ日本語で言える分には言いますけれども、時々、こんがらがってしまうのではないかと思うのでご了承ください。

ICCM4は今回の会議の名前になります。めくっていただきまして、スライド番号3番ですけれども、このICCM4は、2015年9月28日から10月2日、スイスのジュネーブで開催されます。

主な議題としましては、2020年目標の達成に向けた進捗・課題、実施ということで、地域ご

との進捗や課題を報告し、日本の場合はアジア・太平洋という地域からの報告になります。

それから S A I C M の文書としまして、一つ、 Overarching Policy Strategy、 O P S と呼ばれる包括的方針戦略、これが実質的なポリシーの文書だとご理解ください。これに基づいて S A I C M が実施されている、一番参考にしている文書になります。その目標の達成状況と報告、それから今回ご説明させていただく 2020 年目標達成に向けた包括的なガイダンス、これが今回新しく、この会合で採択しましょうということで、用意している文書です。

そのほか、今回の I C C M 4 では、毒性の高い農薬、 H H P : Highly Hazardous Pesticides というものについての提案書が出てくる予定です。また新規政策課題、 E P I : Emerging Policy Issues ということが I C C M で議論されておりまして、既に E P I というものは 5 つ登録されています。その 5 つに対しての進捗、それからもう一つ、 6 つ目の E P I が提案されるということで、登録されるかどうかは、この I C C M で議論されるということですが、もう一つの E P I というのを登録するかどうかという議論がここでは行われます。

それから 2020 年以降の化学物質管理をどうしていこうかというところの議論も、この中でされる予定です。

そのほか I C C M 5 という、 2020 年に開催が予定されている会議に向けた計画、それから Q S P というのは、この S A I C M 自身が内部で持っている資金援助の基金ですけれども、その運用状況とかそういうものの報告がされる予定になっております。

次のスライドをお願いします。

ここで絞り込みまして、 O O G というものについて、どういうような内容になっているかについてご紹介させていただきたいと思います。

これは O P S という、先ほど申しました書類において、 5 つの目的を設定しております、それについて 20 のプログレスインディケーターという進捗状況をはかる指標を設定しております。それを定期的に見直して、プログレスを評価しております。今回は、 2011 年から 2013 年の進捗をこの会合において報告しております。

それに基づきまして、 2020 年目標達成に向けて、 5 つの目的を達成するためには何が必要なのか、どういうことをしていったらいいのかということで、 6 つの Six Core Activity Areas ということで、これは具体的に何をしていくべきでしょうというような提案が書かれている。これが O O G という文書になります。

ですからこれは政策文書というよりは、どちらかというと、実施支援をするための手引書というような形の位置づけになっています。

めくっていただきまして、5ページ目になりますけれども、このＩＣＣＭ４で、まず5目標の達成状況についての全体的な評価を行っています。全体をざっくり言いますと、成果はまだ模様。達成が進んでいる国もあり、あるいはなかなか難しい国もあるというようなことで、いろいろな国情があるのだということが書かれておりますけれども、その中で5目標に関して申しますと、リスク削減というのは、その中でも比較的よくやっている、改善の程度が割といいというようなことで報告しています。

特に分野横断的、クロスカッティングな話、それから法的手段以上というのはどういうことかといいますと、法的手段というのは、いわゆる国際条約のような、法的にやらなければならぬという義務のあるような条約類のものに限定されないリスク削減の手法や手段が実際に使われて、それが効果を出しているというようなことが見受けられる。例えばレスポンシブル・ケアみたいな、そういったものが例示としては挙がっています。

それから法制度の整備とそのコンプライアンス等、エンフォースメントといったものの強化が見られている国もある。その中で農薬規制は地域内で協調していきましょうというような取り組みも、グッドプラクティスということで、例示されています。

それから2点目の目標としまして、知識と情報ということでは、地域会合等を通じて、情報交換が進展していった。それからＧＨＳ及び関連ツールの活用が進んできたということを効果として挙げております。

めくっていただきまして、3点目のガバナンスにつきましては、各国の国内の化学物質管理機関を強化していくということ、それで特に化学物質管理条約、ストックホルム条約ですか、バーゼル条約とか、そういったものの実施により、具体的に組織能力が強化された国々が見られるというような報告がされております。

それから能力向上と技術協力というのは、先ほど申し上げましたＱＳＰというＳＡＩＣＭ内部に持っております資金を用いたプロジェクトが各国で実施されておりまして、それによって能力向上が図られている。つまりＳＡＩＣＭ自身の資金が活用されているということ。それからＥＰＩの登録により、これらの課題に対する理解が世界的に深まっているということが効果として挙げています。

それから5番目の不法な国際取引につきましては、法規制や法遵守のメカニズムみたいな制度的な面、運用面については、かなりの改善、進展があるものの、記録されないような違法な化学物質の取引の実態というのは、相変わらずよくわかっていないというようなところが報告されています。

それからめくっていただきまして、7枚目になりますと、その状況を踏まえまして、2020年までに向けて何をしていくべきかということを、どういったアクションポイントでということで整理しているところです。

ここでは6つ掲げておりますと、簡単に言うと、各国の各ステークホルダー、責任主体がコミットメントしてくださいということ。コミットメント、ステークホルダーの責任力を向上していきましょうというのが一つ。それから国内の法制度を整備していきましょうというのが2つ目。それから3番目の主流化というのは、具体的には、一番端的には国家予算の措置、国家計画への化学物質管理の取り込みといった、化学物質管理を国内のメカニズムの中に入れていきましょうということ、それから4番目としては、EPIを各国積極的に検討、対策の取り組みを進めていきましょう。それから情報アクセスを促進しましょう。それから最後に2020年目標に向けた進捗をちゃんとモニターして評価して、そしてそれが、今、自分たちがどういう位置にいるかを把握していきましょうというようなことを活動分野として選びまして、それについてアクションポイントというようなことで具体的な提案、手引書ですので、こんなことをしたらどうでしょうかということを提案しているというのが、このOOGの概要になります。

これにつきましては、ここで中身について具体的な議論をするというよりは、これをどういうふうに使っていこうかというようなことで、ICCM4では話し合いがされるのではないかと思っています。

これは現状、アドバンス版で我々は見ておりますので、最終版でどれほど変わるかわかりませんが、現状のアドバンス版ではこのような内容になっております。

次、めくっていただきまして、これが最後のスライドになるのですけれども、あとは2枚参考でつけておりますけれども、我が国からの情報発信ということで、日本政府のブースをICCM4の会場に設けることにしております。今回のSAICM国内実施計画の点検報告書は、英語版が用意されますので、それについて発信することにしております。

あわせて地方公共団体、業界団体・労働団体、市民・消費者団体、NGO/NPOの皆様が行っている取り組みの結果についても、ポスター等で情報を出していきたいというようなことを予定しております。

もう1点、サイドイベントというものがこの期間中、各種、いろいろなところで開かれます。その中で我々はUNEPと共に、世界水銀パートナーシップのサイドイベントを開催する予定をしております。

UNEPは「水銀の廃棄物保管と処分のためのソースブック」という出版物を、このイベン

トで出版お披露目をするということにしておりますが、このソースブックというのは、バーゼルの水銀廃棄物ガイドラインを解説しているもの、つまり使いやすくしたものということになっているのですけれども、そのガイドライン自身は、日本がリード国としてバーゼル条約のもとで取りまとめたという経緯もあり、また、我が国は、水銀パートナーシップの廃棄物管理分野のリード国でもあるということで、これをつくるに当たって、主たる協力を行ったということで、このサイドイベントと一緒に開催し、皆様にお披露目しようということで考えております。

以上、説明させていただきました。

○北野座長 ありがとうございました。

I C C M 4において、我が国が何を主として情報発信すべきか。また各国の動向を、どの辺を主として注意して情報収集するべきかというような、その辺の議論は、この後のプレゼンテーションが終わった後にしたいと思いますので、ここでは、今、環境安全課さんからお話しいただいた、このスライド、この資料2－1について、その内容に、もし不明な点があれば質問のみ受けたいと思います。いかがでしょうか。ただいまのご報告でわかりづらいとか、何か質問がありましたら、その分だけお伺いしたいと思いますが、どうでしょう。

よろしいですか。ばっちりわかったということで、では I C C M 4ではこういうことが議論されるということで、それでは次に崎田さんから「2020年目標達成に向けて、ライフサイクル全体でのリスク管理徹底に向けた主体間連携の可能性について」ということで、10分程度ご発表いただいて、そしてその後にまた質問、議論したいと思います。

ではどうぞよろしくお願ひします。

○崎田氏 ありがとうございます。

今、環境省のほうからは、I C C M 4に関して、全体のお話を伺うことができたので、私はこれを大切な機会にしつつ、2020年目標を達成するという大きな目標に向けて、どうということに今、消費者あるいはN G O、市民社会のほうが関心を持っているのかということを中心に据えながら、リスク管理の徹底とリスク削減に向けて、主体間連携で取り組んでいくということが、もっともっと可能性があるのではないかということをコメントさせていただきたいと思って、パワーポイントを用意させていただきました。

この表紙のところで見ていただくように、私はジャーナリスト、環境カウンセラーとして環境分野で仕事をしておりますが、この分野はやはり産業界の方、そして政府の政策づくり、そして私たち市民が、ともに連携して、課題解決を目指して相乗効果を上げるということが大変

重要ではないかと思って、実践活動を大事にしながら、N P Oの運営などもしております。

次、お願いいたします。

ここは自己紹介ということで、後ほどご覧いただければと思います。環境省や経済産業省などの審議会などに参加させていただいておりますが、市民の目線で、実践的な活動もしている者として、発言や意見、提案をということで、いろいろ機会をいただいております。

次のページをお願いします。

特に、どういうことを私自身やっているのかということを一言申し上げると、実は化学物質の専門家というタイプではありませんで、対話の場をつくっていくという、そういうことを大事にしております。暮らし・地域の環境負荷削減に生活者・N G Oとして責任を持って持続可能な社会づくりに貢献するということを大事にしながら歩んでおりますが、暮らしのごみとC O₂というのは循環型社会づくりや低炭素社会づくりなど。そして暮らしの化学物質に関して、環境学習センターの運営で取り組んだり、3 Rの人材育成、アジアのN G Oのネットワーク、こういうことに取り組んでおります。

そして、今、高レベル放射性廃棄物の処分問題、あるいは福島の放射線影響に関して、放射線に関するリスクコミュニケーションなど、学び合いの機会ができるだけ作るという活動をしております。

次、お願いします。

きょうのテーマの化学物質管理に関してなんですけれども、特にこの2020年目標の達成に向けて重視したい視点はどこなのだろうかということを改めて考えてみました。そうすると、やはり化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響の最小化を目指す、2020年までに目指すという、ここをどうクリアするかというところですけれども、2006年にI C C Mが始まってから、今回も非常に積極的に取り組んでいただいているということで、ありがたいと思いますが、ちょうど2009年、化審法の改正というあたりで、日本もリスクベースの管理へ向かう、そしてリスク評価、管理対象を全ての化学物質へという大きな方向の中で取り組んでいますが、まだまだサプライチェーンの情報伝達とか含有製品の表示・情報提供、こういうところをしっかりとやっていくということが大事なのではないかというふうに感じておりますので、それに関しては、先ほど環境省のお話にもありましたドバイ宣言の中で、ライフサイクル全般にわたる情報及び知識を公衆に利用可能とするという、この辺の文言があることを踏まえてもう少ししっかりと取り組んでいくということが大事ではないかなというふうに感じております。

次のページ。ありがとうございます。

水銀水俣条約に関する国際検討会が進んでいますが、それに参加させていただいて、やはりこういうリスク削減に向けた消費者社会の役割として、購入段階、使用段階、廃棄段階、こういうところでしっかりと購入選択、適切な使用・管理、そして使用済み製品の適切な廃棄、こういうことを消費者がきちんとしていくことが大事ですし、そういう状況を整えるということが、今、大変重要なことだと感じております。

次のページをお願いいたします。

今、市民社会がどういうふうな状況で動いているかというデータを探しました。そして環境省が「環境にやさしいライフスタイル実態調査」という環境基本計画の進捗状況点検のために毎年実施しておられるデータから出して参りましたけれども、一番みんなが取り組んでいるというのは、省エネとか、資源分別とか、そういうのは80%、90%ですが、この表の一番下の所を見ていただければ、青いラインが25年度、直近のデータですが、46%の方が買い物のときは、製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいるということです。これは、数字的に46%というのは、実は消費者としてはかなり多くの方が選んでいるのではないかという印象を持っております。

なぜかといういろいろな消費者アンケートなどを見ますと「環境配慮製品を選んでいますか」ということで丸をつける方というのは、実は15%とか20%程度です。そういうことに比べると、かなり多くの方が関心を持っておられるのではないかと感じます。

次、お願いいたします。

では、実は社会の中で化学物質の情報がどのくらい提供されているのかということで、もう少しデータを探してみたのですが、やはり地方公共団体の環境政策の実施状況というところでは、大変残念ながら、これはどういうところかというと、重点的に取り組んでいる分野について、一つの自治体が五つまで選ぶというようなところでは、中程のところ、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み」を実施していますという自治体は二つだけチェックされたということで、まだまだ全体の情報共有とか、そういうことに関してやれることははあるのではないかというふうに感じます。

次のページをお願いいたします。

私たち市民がどういうふうに思っているか。環境保全で最も重要な役割を担う主体は、という、こういう問い合わせに関しては、左側の赤いラインのところですが約半分、47.4%の方が、国民がやはりきちんと役割を担う最も重要な主体だということを自覚しているということで、やは

り私たちがきちんと行動する、そういう状況を整えるということが大変重要なのではないかと思っております。

ただし、その下を見ていただくと、環境問題に関する情報に満足していますか、ということでいきますと、満足しているという方がほんの僅かで、薄いブルーの28.8%は「まあ満足している」、このくらいまでですが、それ以外の方は満足していないというところをつけておられる。情報的にもまだまだしっかりと整備する、そして自治体の皆さんもそれをきちんと徹底させるという、いろいろな場をつくるという、私たち市民が参加するには、いろいろな情報がもっと必要なではないかということは見えてくると思っております。

次のページにしていただければと。ありがとうございます。

実は、水銀に関する水俣条約の検討会に参加させていただいておりますので、その関係で感じたことを少しお話しすると、具体的なところが見えてくると思いますが、第四次環境基本計画の中にも化学物質、製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施と、事業者の取り組みの促進、環境への排出・廃棄・リサイクル段階の対策、かなり明確に出ておりますが、今回、水銀のライフサイクル全体に係る対策を作るべく取り組んだということは、大変大きな特徴だと思っております。検討段階では3つの場に分かれましたので、今後の計画についてもしっかりと取り組むということが必要になってくると感じております。

そういう意味で、水俣の苦しい経験を踏まえて、産業界の削減努力は進んでおりますが、中小事業者さんを含めた取り組みの徹底と、使用とか廃棄段階、こういうところの仕組みを作っていくという、やはりそういう連携・共同し社会全体でというあたりが今、鍵になっているのではないかと思っております。

次のページをお願いします。

ライフサイクル全体ということでは、今、お話ししたように、購入段階、やはり製品の表示、情報提供を組み込んだ製品の輸入に関する問題、使用段階では、やはりきちんと情報提供、そういうものが表示されているかどうか。社会の関心の喚起に向けた取り組みが進んでいるか。廃棄段階では自治体・事業者の適切な回収が徹底されているか。やはりこういうことが、まだまだ日本の中でもやれることはあるのではないかと思っております。

次のページをお願いいたします。

詳細は割愛いたしますけれども、水銀の検討のときにも、まだまだ表示については、これから検討をしていくという段階になっております。

次のページをお願いします。

そしてこういう表示に基づいて、私たちがしっかりと分別するということに関連して、東京新宿区のごみカレンダーの案内を抜粋してきました。こういう分別回収に関する案内が少しづつ出ていますが、自治体のやり方、そして店頭回収、いろいろと多様なやり方はまだまだあると感じております。

次のページをお願いいたします。ありがとうございます。

ベルギーへ取材に行ったとき、トラックにGHSのマークをちゃんと活用した上で、化学品の回収専門の自治体を回るトラックがありました。やはりある程度こういった仕組み整備というのも、これから私たちも必要だと思っております。

次のページをお願いいたします。

このような川上から川下へという、産業の中での取り組みというのはかなり進んでおりますが、ライフサイクル全体を考えれば、やれることはまだある。そして、このような大きな流れの中で、情報共有の場や、参加・共創の場を作っていくことが、産業界交えて消費者を巻き込む方法論をみんなで考えていくことが、もっと必要なのではないかと思っております。

最後のページになりますけれども、B to Bだけではなくて、化学物質のライフサイクル全体というときに、やはり消費者なども巻き込んでいくというところをもっと考えるということが、今の段階では必要なではないか。そのための名称の徹底とか用途の表示とか、含有製品の表示、わかりやすい情報提供、そしてそれによる使用、分別、廃棄の仕組みづくりとか、やはりそれを企業、行政、市民・NGO、みんなが連携しながら、そういうことをきちんとつくりしていくというようなことが必要なのではないかというふうに思っております。

今、水銀のお話を例にお話をしましたけれども、化学物質全体のリスク削減に向けて、この政策対話の場があるということが非常に重要だと思っておりますので、こういうところの信頼関係、情報共有を含めて、しっかりと進めていただきたいと思いますし、こういう場があるということをやはり今度のICCM4のところでも、しっかりと発信していただければありがたいなというふうに思っています。

よろしくお願ひいたします。

○北野座長 ありがとうございました。

先ほど申しましたように、崎田委員は15時ころに所用で退出しますので、まずただ今のご発言につきまして、質問または意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○有田氏 崎田さんからのいろいろな提案の中で、まだまだやっていくことがあるのではない

かというのは、私も同感です。けれども、消費者団体、例えば京都のNPO法人コンシューマーズ京都・京都消団連は、3年ほど前から水銀の取り組みについて調査や、それから事業者との連携なども行っております。水銀に関するシンポジウムも毎年行い3年目を迎えるました。私も最初の年から参加して、連携と一自治体ではありますけれども、行政の情報なども収集して、何が足りないかということも提案してきました。そのシンポジウムで東京都の事例も出され、また、かなり進んだ東京都の医師会の取り組みについての報告を聞きました。他に何か崎田さんが日本国内でもっと具体的に把握されているようなことがあれば、他の先進事例も含めて、積極的に情報発信していく方法などを教えて頂ければと思います。

○北野座長 いかがですか。具体的な、先進的な事例があれば、ご参考までに教えていただけないかということですが。

○崎田氏 例えば回収とかそういうことに関しては、今、事例として、逆に有田さんのほうがよく御存じでいらっしゃると思うのですが、例えば企業の化学物質に関するリスクについては、地域社会できちんと提言するための情報共有とか対話の場を作るということについて、やはり先ほどお話をあった東京都環境局や、愛知県、名古屋市、豊田市など、結構いろいろと産業が定着しているところには、かなりそういうのも含まれていますので、いろいろな事例を皆で共有しながらということも、とても大事なことだと思っております。

特に、いろいろな表示のお話を申し上げましたけれども、結局それは表示をしていただいた上で、消費者がきちんと選択する、そして廃棄をするということに、私たちもきちんと取り組むという、全体の輪を作るということが大事だと思ってやっておりますので、先進事例が逆にあれば、行政だけではなく、店頭回収とかそういうことも含めて、皆で事例を共有していくことが大事なのではないかなと思っています。

よろしくお願ひします。

○北野座長 ありがとうございます。

いずれにしてもライフサイクル全体で、各ライフスタイルのステージで、主として担う主体が違うわけですよね。それを見れば、確かにライフサイクル全体でリスク管理を徹底するとすれば、崎田さんがおっしゃるように、各主体間での連携というものがないと、全体としてリスク低減ができないという、そういうご発言だったと思います。

今後のこの政策対話のテーマの一つとして、候補として、その辺、今後さらにどうあるべきかということで、いずれまた検討したいと思うのですが、ありがとうございます。他にいかがでしょう。丸田さん、どうぞ。

○丸田氏 連合の丸田でございます。貴重なご提言ありがとうございました。

出していただきました資料の13ページに、ベルギーでの自治体化学品回収車が出ております。さらに資料の14ページに「地域循環圏」という言葉がございます。このベルギーの取り組み事例ですが、例えば日本で似たようなものに取り組もうと思ったときに、東京、大阪、名古屋といった大きな都市であれば自前でできるかもしれません、どうしても小さな自治体でこれを一つの自治体で賄うというのは、とても無理な話だと思います。

このベルギーの場合、自治体が設置する資源回収拠点を拠点に運営するとあるのですが、この運営元といいますか、運営単位というのは、どういう規模なのでしょうか。

○崎田氏 大事な質問ありがとうございます。実は、私もそれを調べなければいけないというのは課題と思っているのですが、なぜかというと、今回、この取材は、ベルギーに伺ったときは、小型家電とか家電の回収とか、それをいかに効率よく回収しているかということで、ベルギーのある自治体のコンテナパークとか、そういうところを見に行きました。それはいつでも受け付けるというような仕組みをつくっているのですが、その横にたくさんの回収車がある中に、たった1台だけこれが入っているという状態でした。

それで、伺うと、いわゆるコミュニティとか、少しいろいろ、日本でいう区とかそのくらいの単位を越えて回っていくような規模の回収車というように、現地で案内して下さった方に伺いました。

ですから基礎自治体一つでつくる、1台持つか、何市町村か共同で1台持つ。それで処分場のところで、こういう集まったものをそれだけ集めていくという、そのくらいの規模だというようにお感じになっていただければ、ありがたいかなと思います。

それでなお、これは自治体の取組ですけれども、今後日本で考えるときに、どういうふうに処分するかということに関しても必要ですので、産業界の方と一緒に協力し合うことも必要になってくるのではないかなど感じています。

○北野座長 ありがとうございました。ほかに。中地さん、どうぞ。

○中地氏 今の点に関連してですが、私どものほうでも、市民の人たちが有害だと思うものをどれぐらい家庭の中に退蔵といいますか、持っているのかということについては、なかなか現状が良く分かっていないので、去年は水銀含有製品についてやりましたけれども、今年もアンケート調査等を幾つかの生協の方々の協力でやろうと思っています。例えば農薬であったり塗料であったり、さまざまなもので化学物質を含んだ製品を使って、廃棄、なかなか処分できずに、家庭の中に埋もれているのではないかなど。特に有害物質というふうな形で家庭ごみを回

収している自治体というのは、まだまだ少ないと思いますし、崎田さんが示されているようなベルギーの回収車で、GHS対応のマークがついているわけですけれども、家庭製品には今のところ日本の法律上は、GHSのマークはつける必要は、義務づけられておりませんので、全然ついていない。

そういう意味でいうと、この間に、政策対話の中で議論していますけれども、いかに製品に、消費者向けの製品に有害物質が入っているというようなこと、情報伝達するというか表示するかということは、非常に大切なことだと思いますので、やはりこの場でも共通認識にして、いろいろな立場の人たちが取り組んで欲しいと思っております。

○北野座長 ありがとうございました。

先ほど申しましたように、今後のこの政策対話の一つのテーマとして、考えていきたいなと思っているのですが。有田さん、何かありますか。

○有田氏 今後も崎田さんは、9ページにある水銀の検討の場に参加されると思いますが、例えば今、中地さんから意見がありましたGHSのマークが製品に直接付かないまでも、水銀製品であるという表示が製品に付くという可能性はありますか。また、その件に関してどのように、今後発言していくとか、方向性についても聞かせて下さい。

○崎田氏 ありがとうございます。

もっと良くわかっておられる方が、環境省と経済産業省のお二人だと思いますので、後ほどコメント頂ければうれしいかなと思うのですが、課題としてはこういう水銀含有製品への表示、いわゆるそのものに付くかどうか。小さなボタン電池とかそういうのもありますので、製品につくのか、その周りの商品の説明書に付くのか、それとも容器か、これから議論になるところだと思います。どういうものにどういう情報が必要かというようなことなど、そこが課題だということは、明確に今回の法律作りのところに入れていただきましたので、きっと実施計画を作るという、今後の段階が入ると思いますので、これは検討項目として入れていただいていますので、きちんとその点の大しさをお話しすることと、表示があるということで、結果的に資源分別ができるようになりますので、分別や廃棄ときちんと連携して、表示の方法や内容を考えるという、その全体の連携が大事なのではないかと、発言していきたいと思っております。

3つに分かれて検討していた中の、大気と製品のところに入らせていただき、廃棄物のところには入っていなかったのですけれども、できるだけ連携して、これからも発言させていただく機会があれば発言していこうかなと、思っているのですが。経済産業省の山内課長も何かコメントを頂ければ。

○山内氏 ご指名をいただきましたので。まさにおっしゃるとおりだと思います。多分、幾つか考えなければと思うのは、情報提供していただくということは、これは間違いないことありますけれども、実際いろいろな方とお話しして感じるところは、まず今から作るものということが一つあるということがありまして、世の中にあるものには、例えば何かマークを付けなければならぬのだとすると、付いているものと付いていないもの、というものが出てきてしまって、それが昔作ったものにはついていないけれども水銀が入っている。新しく作ったものには、マークが付いていて水銀が入っているものと、付いていなくて水銀が入っていないものとがあるという、そのレガシーを引きずってしまっているのですから、そこをどうするのかが一番皆様方にとってわかりやすいのかと考えているところです。それともう一つ、同じようなものだけれども、水銀が入っているものと入っていないものがあるという状況があって、例えばコイン電池という少し平べったい電池と、ボタン電池というもうちょっと小さいものとで、あれを果たして消費者の方が、ボタン電池の中には入っているものが多いので、ボタン電池だけ集めてコイン電池は集めないというふうなものが、果たして捨てやすいのかどうかとか。そういうところがありますので、やはり使われている、それからこれから捨てられていく。そういう中でどういった情報提供が、一番実効性が上がるのかということを考えていく必要があるのではないかと思っています。

○北野座長 どうぞ。

○崎田氏 いろいろありがとうございます。それで今、一つ出なかつたので、あつと思ったのが、輸入の製品などに關しても、水銀含有はだめということになつていますけれども、いわゆる組み込み製品で外からは見えないので、実は入ってきているものというようなものなどに關しては、ちゃんと買ってチェックするみたいなようなこと也有つたとは思いますが、何かそういう組み込んであるものに關しても、もう少しきちんと管理されるようになるといふ感じがしております。

○山内氏 正確に申し上げると、水俣条約を批准するために、法律を通して頂きましたけれども、そのときに若干誤解されがちなのは、水銀が入っているものは全て作ってはいけないという条約にはなつておりますんで、例えば蛍光灯みたいに、物理的に水銀が入っていないと絶対できないものというものはありますし、電池の中でも安全性を考えると、一定量が入るものというものが存在しているので、そういう日本ではもう作らないようにしようというものが組み込まれて輸入される。これについては、認めるという考え方であります。

それでそれも含めて試買調査をするということで、方針を立てて頂いておりますので、その

ときに輸入品だけやるとか、そうでないものだけやるということは多分ないのだろうなというふうには思っていますけれども、その進め方についても、今後、皆様方のご意見を頂戴して検討していきたいと思っています。

○北野座長 立川さん、どうぞ。

○立川氏 座長から指名頂きましたので、若干、補足させていただきます。

水銀に関しては、水銀汚染防止法で、表示等の情報提供の努力義務ができましたので、それに基づいてお願ひしていくということかと思っております。基本的に水銀使用製品の流通量は、それほど多くないということで、努力義務に落ち着いたわけですが、今、山内課長からいろいろご説明ありましたが、そういうことで、試買調査も含めて、国としてはしっかりやっていきたいと思っております。

それと化学製品一般ということになっていきますと、いろいろな問題があるのかなと思っておるので、今、崎田委員がおっしゃったとおり、輸入品の問題もありますし、また表示について、それが本当に正しいかどうかという仕組みも同時に考えていかないと、これこれ、こういったものが入っていませんと言っていて、実は入っていたりする、そういう問題も出てきてしまうかなというふうに思います。

またあと、製品になってくると、純品と違って、いろいろなものが使われているわけありますので、それをどういうふうにわかりやすく表示するのかといった課題がありまして、そういうことも含めて、勉強していきたいと思います。

○北野座長 今、水銀に特化した議論になってしまったのですが、いずれにしても化学物質のリスク管理で情報伝達、特にB to Cにおきましては、こういうラベルとか、大事だと思います。それがどうあるべきかということ、この政策対話の議論の一つのテーマになるのではないかと、私も思っているのですが。ありがとうございます。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 すみません、私も3時過ぎに退席しなければならないので、申し上げたいことだけ言わせていただければと思っています。

崎田さんのご報告、基本的に賛成でございまして、先ほど座長のほうからもお求めがあったように、今後のテーマになるということで、その点については私も賛成しております。その後のテーマの持ち方について、少し意見を申し上げたいというふうに思っております。

この政策対話というのは、私は本当に前からも申し上げておりますけれども、大変貴重な、例のない、これだけの多数のステークホルダーが一堂に会して政策について議論するという場

として、ほかに類例のない場ではないかというふうに思っております。

化学物質については、皆さんご承知のとおり、やはりたくさんの法律があり、そして法律ごとに所管が決まっているために、なかなか総合的管理というのが難しいという現状の中で、この政策対話の場というのは、やはり問題提起をし、さらに情報共有し、さらに円卓会議からこの政策対話に変わったということを踏まえますと、単なる情報共有だけにとどまらないで、さらに一歩進めて、何らかの政策についての合意形成を図っていくということを目標にしていくべきではないかというふうに考えているところです。

そういう中で具体的なテーマといいますと、今、まさに、議論のありました化学物質製品についての表示、さらには私どももこの化学物質についてのいろいろなサイトをインターネットで調べるときに、皆まちまちなサイトになっていて、一つのサイトから私たちが欲しい情報が全部入るということにはなかなかならない。

前にもちょっと申し上げた表記、化学物質の表記そのものも統一されていないという状況ですので、まずやはりこの問題点については、ぜひ議論を続けて、一歩進めていただきたいなど。例えば国レベルで共通したサイトを持つとか、アメリカではそんなものがあるというふうなご紹介もありましたけれども、そのようなサイトづくりというところからも始めるとか、表記の仕方もいろいろ違うというのは整えられていくのではないかなどと思いますので、そういうところについての合意形成を始めるとか、こういうところをまず取り組んではどうかと思っております。

それからもう1点、この間、中国の天津の事件がございました。日本でもつい最近、羽田空港の近くの倉庫から爆発したというふうな事件もございました。こういう緊急時における対策、これは大阪府の谷口さんからもご報告のあったように、先進的条例をつくっておられる都道府県があるにはあるのですけれども、国レベルでは統一した法律がないというのが現状ではないかと思います。

もちろん法律はないけれども、ちゃんと縦割りを排して、総合的に管理ができる仕組みがあるのだというのであれば、それは心配しなくてもいいのかもしれないのですけれども、残念ながら私にとってはそういう情報はまだ得ておりませんので、これを機会にぜひ近いところで、関心も皆さん高いところでもありますので、各省庁が緊急時についてどんな対応をしておられるか、どういうふうな対応をする仕組みを持っておられるか。実際に対応しておられるかといったようなところをまずご報告いただいて、現状を把握して、どこか問題点がないのかどうかという、課題の発見をここでやり、さらにそれについてどうすれば改正していくかというこ

との合意形成のあり方を考えていくというような取り組みをやってはどうかと思っているところです。

もう1点、この間環境省が開かれた、前回環境省からご報告のありました内分泌かく乱化学物質の話ですけれども、国際セミナーも開かれておりました。そういう情報共有というところはいいのですけれども、これについてはもうＥＵの諸国を初めとして、具体的な規制にまで入っているという状況の中で、もちろん内分泌かく乱作用の定義、物質ないしは作用の定義を巡って、大きな議論があることは承知しております。ですから、そのような議論を日本ではなかなか議論すらどこもやっていないのではないかと。今、環境省さん、厚生省さんは、研究はしておられるけれども、政策を始めるための議論というのはどこも行われていない。そういう意味ではこの政策対話が、その場としては適当ではないかと思っておりまして、この3点を今後の課題として提案させていただきたいと思っております。

○北野座長 ありがとうございました。

中下委員も3時過ぎに退出されますので、今、ご意見いただいたのは、議題4のその他のところで議論する予定です。今後、この政策対話、この場はどういう場であるべきなのか。中下委員としては合意形成を目指すという、今までの円卓会議とは違うのだということと、それから具体的なテーマとしては、表示方法とか事故時の対応とか、ご提案がありました。

これにつきましても、ですから、議題4のところで、次回以降の政策対話のテーマとして何を今後やっていくべきかという、その提案として受けとめておきたいと思います。ありがとうございました。

それではまた議題2に戻るのですが、崎田さん、ありがとうございました。

次、中地さん、熊本学園大学の中地先生から資料2-3に基づきまして、ＩＣＣＭ４に向けての意見ということですね。では、また10分程度でご発表をお願いします。

○中地氏 中地です。

きょうは、ＩＣＣＭ４に向けての意見ということで、私の意見を発表させていただきます。私ども、有害化学物質削減ネットワーク、Ｔウォッチというのを2002年に立ち上げて、この間、さまざまな化学物質問題について取り組んできました。この件については、第6回の政策対話でご報告しました。

これまでの振り返りというか、ＳＡＩＣＭ国内実施計画をつくられたところまでの経過について、少し意見というか、共通認識としてお話をされておきたいのですけれども、化学物質管理の経緯、2020年目標の達成というのは、当然、市民セクター、先ほど崎田さんもお話しされて

いましたけれども、達成していかなければいけないと思っております。

課題としては、マルチステークホルダーで取り組むべき課題であるというふうに思っています。

これは1992年のブラジルのリオの地球環境サミット以降、市民参加というふうなこと、あるいはさまざまな利害関係者と意見交換することによって、政策的に取り組むべきだというふうなことが合意形成されていると思っていますので、そういう意味でいえば、S A I C Mの世界行動計画、S A I C Mがつくられた2006年の段階で、日本においてもさまざまな関係者の中で議論されるべきであったというふうに思います、たまたま省庁連絡会議がつくられて、その取り組みになってきたというふうに考えております。

2012年、前回のI C C M 3に合わせて、S A I C M国内実施計画が策定されましたけれども、基本的には関係省庁連絡会議がつくったたき台がもとになったという意味でいうと、そのマルチステークホルダーで策定したとは言い難いというふうに思っています。

ただ今回、I C C M 4に合わせてS A I C M国内実施計画について、進捗状況をかなり国の方で丁寧に評価されているというふうなことでは理解していますが、ただ、2020年目標の中心課題である既存化学物質のリスク評価というのを、日本国内で2020年までに完了できるのかということについては、なかなかうまくいっていない面もあるのではないかというふうに思っています。

私どもは、従前、化学物質の安全性情報の一元管理をというふうなことで、化学物質政策基本法をつくるべきではないかと、そのもとに省庁縦割りである化学物質の管理を一元的に担うような部分をつくるべきではないかというふうなことを主張し、働きかけていったというふうな経過があります。

先ほど退席前に中下先生がお話しされましたが、化学物質の物質名の統一といいますか。表記の統一等もこの化学物質の一元管理というふうな中でつくっていくべきではないかというふうに思っているというのが1点です。

2点目は、化管法において、P R T Rの制度というのが、この間進められてきてています。2001年以降、十数年にわたって行われているわけです。

例えばこれ、届出排出量・移動量の経年変化ですが、制度が始まってから、排出量については3分の1ぐらい減少したということがあります。

届出外排出量の経年変化についても、最初、制度が始まって2年間は、少し枠組みが違うので置いておくにしても、着実に減少してきているわけですけれども、こういった化学物質の排

出量の減少というふうなものが、事業者の方の自主的な化学物質管理、あるいは使用量の削減というふうなところが実を結んだのかどうかということ、あるいは以前は環境報告書という形で各企業が出されていましたが、最近ではC S R報告書と名前を変えて、少し環境以外の人権とかということも含めて、広い枠で企業の社会的責任に対するレポートを出すようになって、逆に環境側面、特に化学物質管理、化学物質の排出量等の情報公開というのがうまく出ていないのではないかという面もあると思っております。

それとあとは、P R T Rの制度が始まったときに、企業と周辺住民、利害関係者とのリスクコミュニケーションの実施ということが一つのテーマになっていたわけですけれども、なかなかそれがうまく進んでいない面もあるのかなと思っておりまして、この点について、きちんと今後どうしていくのかということを話し合う必要があるのかなと思っております。

2つ飛ばしてください。

今回、9月に行われますI C C M 4への論点あるいは期待ということでいうと、日本のS A I C M国内実施計画の進捗を今回アピールするという意味でいうと、国の取り組み報告だけではなくて、各ステークホルダーの取り組みについても紹介されるという意味でいうと、一つ意義があるのかなと思っております。

市民セクターサイドとして取り組みを強化する、特に日本国内で取り組みを強化すべき新規政策課題としては、従来から出てきています表示の問題も含めての製品中の化学物質、それとナノテクノロジー、ナノ材料の問題、それと中下さんも言われましたが内分泌かく乱化学物質、環境物質の問題というのがあると思います。

前回I C C M 3で議論になりましたが、有機フッ素化合物の問題、それと今回、環境残留性のある医薬品の汚染物質の問題が取り上げられようとしていますし、あと毒性の高い農薬というようなことについても、日本でもまだまだ、全て問題が解決しているとは思いませんので、その辺について政策対話の場も含めて議論していくべきだと思いますし、そういうことを考えれば、日本国内で2020年目標をどう達成していくのかということについて、再度、道筋といいますか、どういう手順を踏むのかということを議論していけばいいのだろうと思っております。

2020年というのは、東京オリンピックの年ということで、非常に覚えやすい年でありますから、あと5年、日本に何ができるのかというようなことを議論していけばいいのかなというふうに思っています。

最後に、今後の政策対話についてということでいいますと、第6回の政策対話で大阪府の谷口さんからも報告がありましたけれども、この間、3・11東日本大震災以降、日本各地で地

震や火山活動が活発化しております。あるいはその一方で、特に最近、中国の天津だけではなくて、日本でも川崎や北九州、あるいはこのひと月ぐらいの間に3回ぐらい、工場の爆発や火災が起きています。

なぜ工場の災害が急に多発したのかというのも議論にはなると思いますが、その際、災害時にどういうふうに対応していったらいいのかということについて、きちんと議論していく必要があるのだろうと思っています。

地方自治体では条例化による取り組みというのが進んでいるわけですけれども、緊急時の対応計画をきちんと公表し、周辺住民とコミュニケーションを図るということが、今後必要になってくると思いますので、この点について時間を割いていただきまして、利害関係者の間で意見交換、共通認識、今後どういうふうに取り組んでいったらいいのかということを話し合っていければいいのではないかなと思います。以上です。

○北野座長 ありがとうございました。

それでは⑤の今後の政策対話については、議事の4番のところ、その他のところで検討したいと思います。それ以外の部分につきまして、この後、また庄野さんの発表がございますが、とりあえず、今の中地さんの発表で、質問だけお受けしたいと思います。全体討論は庄野さんの発表が終わった後にしたいと思います。何かご質問がありましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○北野座長 それでは次に庄野さんから資料2-4に基づきまして、「S A I C Mおよび以後の産業界の取り組みと展望」についてということで、ご発表を10分程度でお願いします。

○庄野氏 座長、ありがとうございます。

今日の議題という意味では、このS A I C M達成に向けて、国際的な化学物質管理の戦略的アプローチの達成に向けた産業界の今までの取り組みと今後の展望についてお話をさせて頂こうと思います。

この問題はあくまでも国際的な問題の中で日本がどうあるべきか、あるいはどう考えていくべきかという一つの提起でございますので、そのテーマに沿って着実にやっていきたいと思います。

今日のお話はここにございますように、国際的な化学品管理の潮流の中で、実は我々、国際的には、産業界としては、インターナショナルな国際化学工業協会協議会というのがございまして、このI C C Aとは、というところから入って、これがこういった国連全体の動きに対し

てどう取り組んできたか、さらにこれに向けて、今後ＩＣＣＭ４に向けて何をしていくか、こんなところをご紹介します。

我々、実はもう議論としては、ＳＡＩＣＭあるいはＷＳＳＤ2020達成以後どうあるべきかという議論を、今、取りまとめていまして、これについては私の意見も踏まえて、ご紹介をしたいと思っています。

皆さんもご承知のとおりだと思いますが、化学品管理というのは、要するに1960年から議論をしていて、最終的には今、2020年に向かって、本当に長い間ディベートしているわけです。

皆さんご存じのように、1960年ごろというのは、戦後、ある程度落ちついた段階の中で、産業発展が進んで高度成長した時に、廃棄問題とか公害問題がどんどん出てきて、これが世界的な規模で出てきました。ちょうどそのころには、レイチェル・カーソンとかいろいろな人から化学物質の懸念に対しての意見も出てきましたし、それ以後もセベソとか、いろいろな事件が起こったというのは事実であります。その中で、92年にリオのアジェンダが採択された以降、この2002年から2006年にかけて、このＷＳＳＤあるいはＳＡＩＣＭといった国際的な管理の方向の議論が始まったと考えています。

そういう意味では、この1994年にＩＦＣＳというのがあったのですが、これが今、なくなっています、むしろそういった意味では、これに沿った動きの中で今、動いていてＲＥＡＣＨとかいろいろな規制の整備が行われていると我々は理解しています。

このＩＣＣＡがＩＣＣＭ４に向けて何を考えているかといふところの背景が一つあるのですが、今、言いましたように、1992年から2002年までの議論を経て、2006年の段階で、このＩＣＣＭ１というのがここから始まったということであります。

ＳＡＩＣＭという戦略が、ここで採択されたわけですが、国際化学工業協会協議会はここから実際的なアクションをスタートしています。やはり我々が倣いましたのは、ライフサイクル全体を通して安全に使われるようにするということでございまして、これはもちろん消費者まで含めますが、最終的には廃棄物まで考えるということになります。

もう一つは安全性というのは、科学的根拠に基づいて、リスク評価で確認していくというのが我々の考え方でございまして、いわゆるサウンドサイエンスの考え方をここに導入しています。

先ほどからご議論ありましたけれども、安全性データ及びリスク評価データというのは極力公開するという議論の中で、我々、ＢｔｏＢ、ＢｔｏＣも含めて考えて参りました。全体のこの流れの中で、欧州はＲＥＡＣＨを動かしましたし、日本では改正化審法を、今もう動かされ

ている。その中では、厚労省さんも来年、労働安全衛生法に基づいて640物質のリスクアセスメントを義務づけるというような形で、リスクベースの管理がまさに動いていると、我々も理解しています。

化学産業の自主活動としましては、今言った I C C A の動きの中で、一番大事なのは、情報をどれだけ共有して、全てのステークホルダーに渡すことができるか。それも正しい情報を渡せるかどうかというところがポイントであります。

一つの化学物質でも、7つも8つも情報を分けてあります。その中でどれを選んでお渡しするのですか、という議論が大事であります。

それから、今日自動車工業会の方が来られているので、ちょっと怒られるかもしれませんけれども、J A M P 、電機電子工業会の皆さんともいろいろな動きをしていまして、S C R U M というプロジェクトを動かしながら、我々のいわゆる川下までの間の全てのサプライチェーンに情報共有しようという動きをしています。

そういう意味では実は、J A M A さん、自動車工業会さんともG A D S L ベースでの議論を一緒にさせていただきます。それで、先ほどから情報がどうのこうのという話はやはり非常に大事なのですが、こういった自主的なリスクベースの情報としてのG P S 、あるいはこういったことを動かすためのオペレーションツールとして、日化協ではB I G D r というものを作りました。

B I G D r に入りますと、少なくとも日本の5省庁のデータベースには、全部ここからぼんと入っていけます。ここからいろいろな情報へ、リンクがかかっております。さらに、これ、各省からのご協力をいただいていまして、非常にある意味では、産業界と官民一緒になった動きであります。これでさらにリスク評価もできるようにしてあります。さらにそのリスク評価を、セーフティーデータシートみたいな形に定型化した文書にすることもできるということで、これ、最初、日化協会員限定でつくっておりましたが、もう今は一般公開してしまっていまして、ぜひ一度お入りいただいたらどうかというふうに思っています。これはちょっと宣伝でございました。

I C C A ですが、実は国際化学工業協会協議会といいまして、1989年6月に設立されていまして、国際的なアクションに対して対応していくことなのですが、現在48カ国、アメリカはA C C 、それから欧州はC e f i c 、日本は日化協が中心になって、これを動かしています。中国、インドもオブザーバーでございます。

ここは全体に、加盟団体だけで全世界の90%の化学生産量をシェアしているような形になっ

ています。そういう意味では、非常に中心的な組織ですが、ここでのテーマは気候変動、それから化学品政策と健康、レスポンシブル・ケアでありまして、これがまさに I C C A の中のメインテーマであります。

それで実はこういった S A I C M 達成に向けて、I C C A 自身の主な取り組みを紹介しますと、グローバルに見ますと、やはり開発途上国援助というのが非常に大事でして、まさにアフリカ支援等、化学品管理というのは世界的なレベルで見ていかなければなりません。

そういう意味では負の遺産の処理、例えばアフリカなんか、実は、旧態依然とした塩素系の農薬とか結構、今だったらひっくり返りそうな農薬をいっぱい使っていたのですが、これが放置されていまして、この処理に非常に実は困っているということです。ダイオキシンとか P C B の管理について、我々として資金的にも援助しながら技術指導している。

さらにレスポンシブル・ケアということで、これもプロダクト・スチュワードシップという考え方をやっていまして、これはまさに情報共有をどこまでやるかということなのですが、これ、今、世界で360社がこれをコミットしてやっています。もちろん大きな会社、B A S F さんとかDowとか、皆さん入っていますし、日本の主要会社も皆さんこれにコミットしています。組織図はまた見ておいていただければと思います。

そういう意味でやっていますが、さらに化学兵器の禁止条約とか、水銀使用量の低減等も具体的な形で取り組んでいます。

それで今後、I C C M 4 における、我々 I C C A の取り組みですが、今度の10月1日、これはジュネーブで行われますが、ここではテーマとして、S A I C M に向けての現状の状況確認と今後に向けた、まさにここで議論しているような話を、世界的なレベルで話をします。この中にはS o l v a y 社という大きな会社がありますけれども、ここのC E O や中国の方も来られるということで、これはストックホルムコンベンションの座長の方が、一応、モダレーターで動くということをしています。

もう一つテーマになるのは、サプライチェーンの情報の共有みたいなことが非常に大事でございまして、I C C M 4 のサイドイベントを予定しております、日本からの代表ということでは、キヤノンの古田さんに出でていただきます。あるいはヨーロッパからはテキスタイル、アパレルというところから、化学物質を使っている立場から、どうあるべきかという議論をここで展開しようというふうなことを予定しています。

ここからは私の私見が入って参ります。先ほど申し上げましたように、過去、公害とか沈黙の春という世界から始まりますと、次、これはまさにハザードと、それから有害性ベース、皆

さんお言葉ご存じかと思いますがデラニ一条項という言葉が出てきた世代の動きであります。

さらにそれを発展化させていった中で、今、サプライチェーンを含めた包括的な化学品管理があり、リスクベースの化学品管理が動いている。これはまさに、今、W S S D 2020、S A I C Mと、ここで今、動いているということであります。これから先なのですが、やはり環境社会、経済というものがバランスをとった形での、いわゆる持続的発展を目指すことになるのではないかと思っています。

ただやはり人口増加、特に開発途上国、それからそういった意味では社会的快適性というのは追及するのです。最近テレビを見ていると、アフリカで電気がついていないところなんて多々あるわけでありまして、そこではケロシンをそのまま家の中で燃やしている。そんな恐ろしいことをよくやるなと。それ、どうやって解決するのだというと、バッテリーがあるし、やはり電気をどうするか。自然光をどうするか。そういうような快適あるいはソリューションが必要になるということでありまして、まさにバランスと共生、それをテクノロジーで解決していくという形になると思います。

まさにこれが持続的グリーンマネージメントの世界に入ってくる。2020年を目指したときに、さらにこれを越えた世界ではないかと思っています。

これの中で一つ、これ、2020年を越えて何でしょうね、という話の中では、マラケッシュプロセスがございまして、いわゆる消費の様式追及というのをどういうふうに考えるかというのが非常に頭の痛い問題かと思っています。

いずれにしてもグローバル化はどんどん進展しますし、次、化学技術の顕著な発展がございますので、この中で我々どう、化学産業としても考えていかなければいけないかというのが今のが課題であります。

一部、産業界でも出した話なのですが、化学品管理に関する最近の諸課題という意味では、先ほどからご議論のある内分泌かく乱物質、それから製品中の化学物質管理、電機電子製品のいわゆる廃棄をめぐって、例えば開発途上国で、池とか川にぼんと放ってしまう場合という非常に怖い話が結構あるのです。そんな問題、さらにシェールガスというのが、掘削が始まっていますけれども、これを掘削するときに使う化学物質の汚染というのが非常に問題です。それから海洋汚染プラスティックの問題、最近、マリン・デブリスという形で出てきていますし、さらに混合物の複数曝露リスクってどう評価するのかという問題、さらに金属のリスク評価、我々産業界としても、この問題は非常にシリアスな問題だと捉えています。

さらに今回のS A I C Mでは、いわゆる残留性の医薬環境汚染物質や毒性の強い農薬が既に

Emerging Policy Issuesの中に入ってきてている。こういった意味の中で、我々どうあるべきか。反対に、今、こういった化学品管理の世界の中では、Regulatory Corporation、規制協力というような形も動いているわけであります、この中で、我々として世界で協力すべきことはやはりグローバルなレベルで化学品管理というのは対応していかなければいけないのではないかなどと思っています。

これは最後になります。先ほどから言っております話は、こういう化学品管理というのは、正直言いまして、国境を越えての議論です。先ほど崎田さんのご議論の中にもあったように、我々が日常使っているものの何パーセントが外から来ているか。もう一度それは考えてみる必要があると思うのですが、それがコントロールされているのかどうかというと、日本だけでコントロールできるわけではないので、世界的な取り組みの中で何をやるかということを考えなければいかんということです。それはまさに最も懸念されるリスクの排除と解決を、いかに国際的レベルで進めていくかということが、非常にポイントだと思います。

2つ目、合理的かつ有効な対策ということでは、やはり科学的な事実解明を加速する必要があります。ただこれは後からの問題になりますが、一つ問題があります。我々が考えていて、一番頭が痛いな、または予測がつかないな、リスクが大きいなと思っているのは、現段階で不明な新たな脅威というものです。例えばP C Bにしてもフロンにしても、そのときは非常に役立つもの、あるいは便利なものとして開発されたのだけれども、後の科学的な実証の中でこれらが問題があるということがわかつてきたことなのですが、まさにここで、今、我々が気づかないけれどもリスクとして出ているものは一体何だというようなことは今後、議論していく必要があります。

これらを解決する上で、確かに我々の企業努力も必要だろうし、資源の投下も必要なですが、我々それをやるにしても一番大事な前提是、今、人材がいないということです。人材、研究者、専門家の確保は絶対必須であります。特にリスクの分野、世界的な課題だろうと我々は思っていますので、これはぜひ早急に解決していく必要があると思います。イノベーションはイノベーション、R & Dだけでサステナブルなデベロップメントは恐らくできないだろう。そういう意味では大学教育、社会的な経済保障、こういったものを本当に真剣に考えながら、我々、化学品管理というのは取り組む必要があると思います。もちろんそれに対して企業は、必要な処遇を与える必要もございますし、いろいろな努力をしなければいけないわけですが、ここは一つのポイントかと思っています。

最後に、化学品管理というのは、今、言いましたように「ヒト」それから「情報」、これは

正しい情報です、そして最後は「テクノロジー」で、我々が解決していく必要かなと思っています。

ちょっと長くなりました。申し訳ないですが、以上でございます。

○北野座長 ありがとうございました。

この議題2は、ICCM4に向けてということで、環境省からICCM4の提案されている内容といいますか、議題について、そして、崎田さん、中地さん、庄野さんからいろいろご提言がございました。ここで、あと10分程度で何とか議論を終わらせたいと思っているのですが、結局、お三方からいろいろな意見が出たのですが、例えば崎田さんからはライフサイクルでのリスク評価をするために主体間の連携をどうしていくべきか、それから中地さんから2020年目標をどうやって達成していくのかという。庄野さんの最後のスライドなんか、今後のICCMの議論になるのではないかというのを見たのですが、ここで個別のEPIみたいな問題ではなくて、やはり全体として2020年目標に向けてどんなようなことを、あと5年しかないのですけれども、考えなくてはいけないかとか、そういう議論とか、それからその中で特に我が国が何をアピールしていくべきか。SAICM国内実施計画についての点検報告書は、この次の議題でやりますので、そこではパブリックコメントを中心にやっていきますので、その国内実施計画の評価は別として、今度のICCM4、また今後それ以降のICCMに向けて何をやるべきなのかとか、そういう大きな視点からの提言等がありましたら、いただきたいと思います。

有田さん、どうぞ。

○有田氏 今の資料の中の6ページですが、BIGDrのところで確認させて下さい。もちろん、現在は当然、改善されていると思うのですが、今年2月の時点で既に、会員でなくとも読めるようにしていたというお話を伺いました。私は、時々、ここもチェックしますが、会員以外は読めませんということで、2月の時点でも利用できませんでした。既に会員以外でも読めるように改善されているのでしょうか。

○庄野氏 一応その件につきましては、有田さん以外も数件クレームがございまして、改善させていただくようにしております。ただ、個人のパソコンや回線等、環境によって若干、不都合がまだ生じるケースがございます。何かありましたら、ご遠慮なくただいただければと思っております。

○有田氏 それからもう一つ。

それから5省庁ですか、このBIGDrがつながっているのは。その5省庁というのはどこですか。

○庄野氏 厳密に言いますと、経産省、それから厚労省のほうは2つ、いわゆる労働局と医薬局、それからもう一つは環境省ですが、もう一つ実は一部、国交省の皆さんとのデータをいただいているので、その辺を入れると5省庁かなというふうに思っています。

○北野座長 よろしいですか。これはいいものができたなと思います。

それでは非常に漠とした議論で申しわけないのですけれども、ICCM4に向けて何が重要なとなるかとか、我々は何をそこでメインに発表していくべきかという点、SAICM国内実施計画の点検の問題については、その後で議論したいと思いますが、それから2020年目標に向けて何が重要なとなるのかという、その辺は非常に大きなテーマですが、自由にご意見をいただければと思います。

ちょっとテーマが大き過ぎて難しいですかね。

それでは、議題4のSAICM国内実施計画の点検報告書の説明をいただいて、それを踏まえて全体として、では日本は何を打っていくべきかとか、どの辺を中心に議論すべきとか、そういう形にしましょうか。

5. 4 SAICM 国内実施計画点検報告書取りまとめの報告

○北野座長 資料3のシリーズで、ご説明をお願いします。

○環境省環境安全課 環境省環境安環境保健部全環境安全課でございますけれども、こちら、資料3のシリーズは、SAICM国内実施計画点検の経緯、点検報告書というものを取りまとめたということで、そちらのご報告になります。

まずはそのおさらいも含めまして、この資料3-1で、どういった経緯で取りまとめており、今後どうなっていくのかというあたりを整理しております。

2. のところの表をごらんいただければと思うのですが、点検報告書自体は、これまで2回、こちらの政策対話でもご議論いただいたところで、直近は5月21日の第7回政策対話でございます。

その左の欄ですけれども、7月に第13回の関係省庁連絡会議におきまして、点検報告書の案を取りまとめまして、8月10日までパブリックコメントを実施いたしました。つい一昨日、このパブリックコメントも踏まえた最終調整の結果を、第14回の関係省庁連絡会議において取りまとめました。これが本日お持ちしている資料、資料3-2でございます。

票の真ん中の欄に戻りまして、本日9月3日、第8回政策対話において、ICCM4に向けた対応について、ご議論いただきますが、さらに右の欄、9月28日からのICCM4の国際会

議において、S A I C M点検報告書を英訳したものを持っていきまして、こちらで情報発信していくということでございます。

最後に、真ん中の欄で第9回政策対話について、年内、年末ぐらいかなと思っているのですが、こちらでI C C M 4の結果等を報告させていただくということで、流れていくということでございます。

資料3-2からですけれども、こちら、資料3-2から3-5までが点検の報告でございます。資料3-2は、国の報告となっておりまして、資料3-3は自治体の報告、資料3-4は、業界団体と労働団体の報告、3-5については、市民団体・N G O等の報告という形になっております。

それぞれの資料を細かくご説明する時間はないのですが、資料3-2については、後ほど資料3-6とあわせてご報告したいと思うのですが、ここでは、1ページだけ開いていただいて、「はじめに」というところがあるのですが、この1段落目に書いてございますとおり、S A I C M国内実施計画について、第4回化学物質管理会議、つまりI C C M 4に先立って点検し、結果を公表することとしているということと、関係する各主体の意見を聞くとともに、パブリックコメントを実施することとしているということで、今回の点検報告に関しましては、I C C M 4というものを一つの大きなメルクマールとしまして、こういった形でまとめているという位置づけであるということだけ先にご紹介を差し上げます。

資料3-2は後ほどまた戻ってくることといたしまして、資料3-3でございますけれども、こちらは地方公共団体、47都道府県・20政令指定都市の取組状況についてまとめたものでございます。

既に前回の政策対話において素案というものをお示ししているのですけれども、地方公共団体にご協力いただきまして、こういったものを取りまとめているということで、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

2ページと3ページでは資料をどのように取りまとめたかということが書いてございます。2ページにあるとおり、47都道府県と20の政令指定都市対象にし、3ページの項目に沿って取りまとめております。2.は地方公共団体における取り組みの概要ということで、広くさまざまなものについて、各自治体さんがどのようなことをされているかということのグッドプラクティス集というふうになっております。3.につきましては、13ページからですけれども、地方公共団体の特に独自性の高い取り組みということで、個別の取り組みについて、幾つか焦点を絞って、細かく紹介をしているという内容になっております。

細かいところはご紹介できないのですけれども、例えば4ページをお開きいただきますと、自治体において化学物質の環境中の存在状況の把握、あるいはリスク評価等の推進ということで、例えばモニタリングの取り組みについてこういうふうにされていますということでございます。

前回の政策対話でお出したものでは、もう少し事例が少ない形だったのですが、そこでもできるだけ自治体の取り組みを拾っていきましょうというようなご議論もございましたので、自治体の事例紹介の数をできるだけ増やそうという形で取りまとめております。

こちら、個別のリスク評価とか、あるいは7ページですと、ライフサイクル全体のリスク削減といった形で並んでいますけれども、これは大まかにはS A I C M国内実施計画の項目立てに沿ってまとめたものでございます。

13ページをお開きいただきますと、こちらからは特に独自性の高い取り組みということで、前回ご議論もありましたが、例えばアイガモロボットとか、写真入りで個別の取り組みについて少し丁寧に解説しているということで、幾つかの自治体さんについて、こういった形でまとめているということでございます。

こちら、簡単ですが、資料3-3のまとめでございます。

資料3-4でございますけれども、こちらは業界団体・労働団体ということで、こちらも本日政策対話にお越しいただいている委員の団体の方々も含めて、いろいろな方にご協力をいただいて、作成させていただきました。ありがとうございます。

ここは目次だけちょっとご紹介をと思うのですけれども、おめくりいただきますと、目次がございまして、IIとIIIのところで、業界団体の取り組み事例及び労働団体の取り組み事例ということで、業界団体につきましては、産業界につきましては、日本化学工業協会を初め6団体の取り組みをまとめてございます。

労働団体につきましては、日本労働組合総連合会の取り組みをまとめさせていただいているということで、いろいろカラーで図表も含めてそれぞれの取り組みをご紹介いただいているという形でございます。

また資料3-5でございますけれども、こちらがN G O等、市民団体バージョンということでございますが、それぞれ市民団体でどういった取り組みをされているかということを、5つの団体についてまとめたものでございます。

前回、崎田委員から、「はじめに」のところで、もう少し問題意識を書き込んだらどうかというようなご指摘もありましたので、ここは各団体の方とご相談の上で少し加筆などをさせて

いただいております。また図などを入れまして、どういった組織がどういったことに取り組んでいるのかといったことをそれぞれまとめさせていただいているということでございます。

こちらの資料3－5までのそれぞれの取り組みですけれども、これも全て英訳いたしまして、ＩＣＣＭ４国際会議の場で、国の点検報告書の別冊といたしまして、配付する予定であります。

最後に、資料3－2と資料3－6を並べてご覧いただければと思うのですが、冒頭、ご紹介申し上げたとおり、パブリックコメントを実施致しました。

前回の政策対話でご議論いただいた内容は、できる限り修正させていただいているところですが、さらにこのパブリックコメントも踏まえて修正しているということで、どういった形になったかということをご報告差し上げたいと思います。

資料3－6の頭紙ですが、（2）にありますとおり、意見募集期間は7月17日から8月10日でございます。2.で意見募集の結果でございますが、計画の点検に関するご意見以外のものもあったのですけれども、そういったもの以外で、今回のパブリックコメントの対象になっているものに関しては、6個人・団体から36件の意見を頂戴しているところでございます。

大体の内訳がその下にございまして、計画全体というか報告書全体に関する意見は、5件、用語に関する、定義を追加してはいかがという意見が8件、個別の法令等に関するご意見が計13件、最後に個別の取り組みに関する意見ということで計10件、合計36件ということでございます。

資料3－2のお開きいただいて先ほどの「はじめに」のところにも関連するのですけれども、まず1点目のご意見が、こちら、データがちょっと古いのではないかということで、前回、政策対話のときにご紹介差し上げたデータが昨年末ぐらいの状況であったのですけれども、ＩＣＣＭ４に持っていくことも踏まえますと、できるだけ新しいデータであるというべきであるということで、これはかなり全体的に加筆させていただきました。

基本的には平成27年3月、平成26年度末というところで、取り組み状況を更新しているところでございますが、国際的な動向等、あるいは個別にご指摘いただいた箇所など、一部の記載については、それ以降の取り組みについても書いているというところでございます。

意見の2番と3番は、点検の方法についてのご意見でございまして、こちら、関係省庁連絡会議で取りまとめてることや、定性的な記述にならざるを得ない部分もあるけれども、できるだけ定量的な記載に努めているというよう、な考え方に関する部分をご説明するという形になっております。

意見の5番というところがございますけれども、こちら、新規政策課題（ＥＰＩ）、先ほど

も申し上げた I C C M 4 の個別の課題がございますけれども、こちらと S A I C M 国内実施計画の点検の対比をもう少し付記するといいのではないかというご指摘がございました。

これは、確かに海外に持っていく上では、どことどこがというふうに、つながりがわかると、非常にわかりやすいというふうに思いますので、例えば、資料 3-2 のほうの 34 ページでございますが、これは、E P I の中で電機電子製品のライフサイクルの有害化学物質という課題がございますけれども、この取り組みはこの課題に関連しているものですよということを脚注で注記させていただいております。ほかにも内分泌かく乱部分とかナノとか、それぞれ注記しているということで、対応関係をできるだけわかりやすくしているということでございます。

資料 3-6 の表のほうにお戻りいただきまして、2 ページの一番下の 7 というところなですけれども、専門用語や略語についての脚注説明ということで、例えば、意見の番号が、8 番から 12 番まで注釈をつけてはいかがかということで、基本的には脚注とかあるいは本文の中で、こういったわかりにくい言葉については、わかりやすくなるように説明を追記しているということでございます。これに限らず、できるだけ初見のものがきちんと説明されているとか、そういうことに関しまして、全体的に配慮をさせていただいたということでございます。

資料 3-6 の表でまいりますと、4 ページの 14 番のご意見でございますけれども、こちらは以前、内閣府で実施された化学物質に関する世論調査というものがあったのですけれども、そちらは今後、経年的な国民の意識を読み取るという意味で、個別にこういったリスク評価、リスクの最小化に関する認識を一度問うてみてはどうかというようなご指摘がございまして、これについては、まだ、次にやるということは、決まっているわけではないけれども、これは参考にさせていただくというようなことでございました。

5 ページでございますけれども、こちら 15 番から 17 番がリスクコミュニケーションの取り組みに関するご指摘ということになっております。

資料 3-2 でいうと、大体 64 ページとかそのあたりですけれども、例えば化学物質ファクトシートであるとか化学物質アドバイザーとか、それから P R T R の市民ガイドブックといったリスクコミュニケーションのためのツールについて、頑張っていくということをきちんと書かれていかがかというふうな御指摘でございましたので、これは、入れられるものに関しては点検報告書の中で修正してきたということでございます。

18 番から 21 番のご意見でございますけれども、こちらは化審法に関するご意見でございました。これを踏まえまして、例えば図表-2 というものが 6 ページにあるのですけれども、そういったところが、わかりやすくなるように、これはご意見を踏まえて修正をさせていただきま

した。あるいは取り組み状況については、検討会の動向等を、こちらのパブリックコメントの回答の中でご説明させていただいているという対応でございます。

資料3-6の表7ページ、農薬取締法に関するご指摘が22から25まであるということでございます。こちらは、もう一つの資料3-2のほうの8ページとか9ページにあるような図表に関して、もう少しありやすい記載を、ということで、ご指摘を踏まえて修正させていただいたというものです。

意見番号26番でございますが、こちらはP R T R制度に関連しまして、企業の取り組みですか、リスクコミュニケーションとか、そういうものに関する課題を記載すべきなのではないか、ということでございます。

こちらはやはりデータをいかに使っていくか、制度を使っていくかということかなと思いまして、関連の箇所に、P R T Rの一層の活用について、引き続き検討していくという旨も追記させていただいているところでございます。

意見の27番、28番はG H Sの表示等々のことですが、特に消費者製品についてのG H S表示はどうなのだというふうに書かれているところでございます。こちら、もちろんG H Sに限らず、消費者に対する情報提供、情報伝達は先ほどのご議論にもあったところでもございますけれども、これは資料3-2最後の83ページ、取り組み状況の総括と今後の課題という、この報告書全体の総括のページの中で、全体的な課題認識として、全ての関係者が有害性等に関する情報を共有するということが重要な課題であって、解決の取り組みを進めていくことの必要性について書かせていただいているということでございます。

こちらの資料3-6をおめくりいただきまして、政策対話、あるいは水俣条約の関係、それから食品安全委員会の取り組み等々についてのご意見ということで、例えば水俣条約に関する取り組みなどを追記させていただいているというところでございます。

意見の32、33につきましては、労働安全衛生法等あるいは労働環境における取り組みについてそれぞれご指摘を踏まえて、修正させていただいているというところでございます。

最後の10ページでございますが、こちらが34の意見がフロン法の関連でございまして、こちらは、時点修正ということで、大きく加筆させていただいているところでございます。

意見の35については、資料3-2の56ページでございますけれども、これは前回の政策対話の際にお出しした資料の中には無かった項目ですけれども、今回、国際的な対応という意味で、I C C M 4で、E P Iの中に環境中の医薬品等の課題が提案されているという状況がございますので、それに対応する日本国内の取り組みとしまして、環境省でこれまで実施してきました

P P C P sと呼んでいる、やはり環境中の医薬品等ということではあるのですけれども、こちらについての取り組みなどを、一つ項目を立てて追記しているということでございます。

資料3－6につきましては、ご意見、このような形で全体的に対応させていただき、資料3－2として先日の関係省庁連絡会議で取りまとめたということでございます。これで報告とさせていただきます。

○北野座長 ありがとうございました。

3－1から3－6について、特に3－2と3－6のパブリックコメントにどう対応してきたかということのご説明をいただきました。

余り時間もないのですが、ただいまご発表ありました点検報告書の内容とかパブリックコメントの対応に、もし不明な点があれば質問いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中地さん、どうぞ。

○中地氏 詳細な報告書になっているのですけれども、ＩＣＣＭ４を持っていかれるときには、概要版みたいなものをつくられて、それを英語のパンフレットにされるのですか。そういうようなものをホームページ等で日本でもお見せできる形で進められるのでしょうか。

○環境省環境安全課 環境省から回答させていただきますが、概要版としては今、ポスターを作成しております、ブースにポスターを張り出す形にしたいと思っております。イメージとしては、2枚組で、1枚目には国の取り組みということで、それぞれの取り組みのカテゴリーに沿って、こういった具体的な取り組みがありますという例示をする。もう一つの紙については、それ以外の例えば自治体、業界団体・産業界の方、市民団体の方ということで、それぞれがこういった取り組みをされています、というものを作つて出す、というつもりでおります。

現在、作成中でございますので今日お見せできる状態ではないのですけれども、ご要望もありますので、ホームページ等で公開することについては検討させていただきたいと思います。

○北野座長 よろしいでしょうか。他に質問または意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

そうしますと、ＩＣＣＭ４ではブースをつくってポスターで、英語で訴えていく。それからもちろん英訳版を用意して、皆さんに読んでいただくという、そういう対応をするということですか。

○橋高氏 ＩＣＣＭ４の中で、2020年に向けて、これから5年間、またどういうふうな活動をしていくかということが議論されるというふうなご説明があったと思います。

今回の進捗状況の報告書を見て、率直に申し上げて、何がどこまで、目標が一体何だったのか。そしてどこまで進んだのか、何が残された課題なのかということが非常にわかりにくい形になっています。ぜひ、今すぐ国内実施計画を変えるということではないと思うのですけれども、ＩＣＣＭ４の議論を受けて、また新たな2020年に向けて、具体的に何をやっていくのかということ、そしてその進捗評価がもう少ししやすいような形で、国内実施計画をつくっていく必要があるのではないかということを感じております。

○北野座長 ありがとうございました。何か環境省、意見ありますか。

○立川氏 橘高先生、ありがとうございます。私どもといたしましては、ＩＣＣＭ４でなされる議論もしっかりと見ていくながら、また今回この取りまとめをするに当たりまして、いろいろな課題が出てきて、そういったことも含めて、どういうふうなことで、今後しっかりと2020年の目標に向けてやっていくべきかということを議論して、考えていきたいと思います。

具体的に定量的にどこまでできるかという部分は、非常に難しい部分も正直言ってあるかなとは思うのですけれども、またこのＷＳＳＤ2020年の目標自身が、かなり漠とした部分があるものですから、難しい点は多々あるますが、それはさておきながらも、課題ということで、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○橘高氏 今のところに関連してなんですけれども、具体的にＩＣＣＭ４の後、今ある国内実施計画を見直す、そういうような予定はありますでしょうか。

○立川氏 どういった形でやっていくかというのは、また私ども持ち帰りたいと思いますけれども、その選択肢も当然排除しないで考えていきたいと思います。

○北野座長 確かに非常に的を射た発言だと思います。定量的に進捗状況を評価できるような形というのは、そのとおりだと思うのですけれども、できるだけそういう方向で、今度は、改定する場合には変えていただけるといいのかなと思います。ありがとうございました。

○井上氏 先ほど崎田さんの報告の中にも触れてあったのですけれども、一つだけ確認をしたいのですけれども、ＩＣＣＭ４といいますか、ＳＡＩＣＭ全体の考え方の中に、放射性化学物質というのは明確に位置づけられているのでしょうか。それとも一切除外されているのでしょうか。その辺を一つお聞きしておきたいのです。

先ほど崎田さんの報告の中には、高レベル廃棄物の問題も触れていますし、特に日本の場合には、環境基本法の中に放射性化学物質については明確に位置づける方向で、もう既に動いているわけですから、これは対象として我々が考えなければいけないとするならば、ＩＣＣＭ４の中でそれを当然、議論されてくるのかどうかという、その辺がいまひとつよく見えないので

すけれども、その辺どうなのでしょうか。

○北野座長 そうですね。まず I C C M 4 として、それがどう考えられているか。それとまた別にしてこの政策対話として、そういう問題をどう捉えていくかという、その二つで考えたいと思います。

立川さん、いいですか。

○立川氏 I C C Mにおいては、放射性物質の問題というのは扱っていないことになっています。いずれにしても、こうした問題についてどういうふうに取り組んでいくべきかというのは、この S A I C Mの取り組み以外のところも含めて、議論していくことになろうかなと思います。

○井上氏 S A I C M以外のところというのは。

○立川氏 現在、I C C Mでは、その問題について取り組んでおりませんので、その他の部分も含めてどういう対応がなされるべきかということで、議論していくのかなと思います。

○井上氏 今までではそうだったと。少なくとも I C C M 3 のときには対象になっていないわけですけれども、国際的な一つの流れとして、日本の福島のあの大きな事故以来、かなり国際的な環境汚染物質として放射性物質が考えられているとするならば、国際的な議論の中に、当然出てくるのではないかというふうに私は考えているのです。

今まで対象ではなかったけれども、今後は、今度の I C C M 4 の中でそういう問題がもしも提起されてきた場合に、日本政府としてどのような対応をしていこうとしているか。あるいはそれ、今のところ想定外だということなのか。その点だけちょっと確認をしておきたい。私たちも一応 N G O の立場から、ジュネーブには代表の方々には行っていただくことになるわけですけれども、当然、N G O 間の議論の中には、それは多分大きなテーマになってくるのではないかというふうに予測しているわけです。そうするとかなりギャップが出てくるので、その辺は、一応、事前に私たちとしては、日本の政府の態度というのをある程度踏まえて、我々の対応も考えていかなければいけないというふうに考えていますので、その辺だけ教えていただけませんか。

○立川氏 繰り返しになってしまふのかもしれませんけれども、これまでの I C C M の議論の中では、その問題は扱われておらず、またどういった問題について、具体的に個別に議論していくべきかという部分については、いわゆる新規政策課題、E P I と呼んでいるものでありますけれども、そこの中でこなしてきたということです。

具体的に今度の9月末に開かれる I C C Mが、I C C M 4 ということで、実は次回は I C C M 5ですが、2020年ということでありますので、2020年目標に向けて何をしていくべきなのか

というような議論の中でやろうとすると、正直、このスキームではなかなか難しい問題があるかなというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、放射性物質の問題について、どう対応していくかということは、また別のお話として重要なことだというふうに我々、認識しておりますので、この場以外のところも含めて、しっかりそこは検討してまいりたいというふうに思います。

○北野座長 ありがとうございました。

○庄野氏 今のことに関連するのかどうかわからないのですけれども、もともとこれ、S A I CM達成のためのはっきりとした目標と、その辺の動きが整理されている段階で、I C C M 4から5、要するに5回のフォローアップステージがあって、アップデートしていくというのがはっきり決まっておるわけです。その中でこの国連の全般のフレームの中で、我々はいろいろな化学物質、管理に関する対応をしていくというようなことが明示されているわけであって、今、我々が議論しなければいけないのは、本当にこれから先、どういうふうな化学品管理のあり方を我々として提言し、議論していくって、国内的にブレークダウンするのだと、そういうことだろうと我々は思うので、余り発散した議論をしてしまうと、我々としては対応ができないとは思います。

ただ、いろいろな課題とか問題点があるわけであって、これをどういうふうに日本として切り分けの中で対応するのだと。例えば既存化学物質点検の問題。本当にO E C DがH P Vの点検をやめてから抱え込んでしまっているところもあるので、それ、何も調べないでいいのかと。まさにそういうことを国際的な協調の中で進めていくということが大事かなと、私どもは思います。

それから有田さんにはちょっとアポロジャイズで、先ほどの私の回答には誤りがございました。4省庁でございまして、それも経産省の場合はC H R I P、それから厚労省の場合は、実は、労働局さんと医薬局の2つのデータベースを、国衛研のものを合わせております。それから環境省さんと、それからもう一つは文科省さんです。国交省さん、実は、運輸規則の一部を取ったのですけれども、実質は文科省さんとお考えいただければ結構です。4省5局ということになります。ありがとうございました。

○北野座長 まだいろいろ議論もあると思うのですが、あと2つほど、きょう、議論しなくてはいけないテーマがございますので、時間もあと20分程度になってしましました。

3-1から3-6につきまして、また後ほど、もし気がついた点がありましたら、事務局に出していただければ、また事務局で対応を考えていただけると思いますので、とりあえずここ

で、この議題のテーマについては終わりにしたいと思います。

5. 5 その他

(1) 今後の議題について

○北野座長 次は4つ目ですが、今、庄野さんからもお話がありましたけれども、今後の政策対話の議題の話と、それから運営体制の話になるのですが、これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から資料4-1を使いまして、ご説明させていただきたいと思います。

化学物質と環境に関する政策対話の今後の議題についてという資料でございます。

先ほどから、今後の議題につきましては、いろいろとご意見を頂戴しているところではございますが、一度、これまでの政策対話で、どのようなことを議論してきたかというところを、振り返りの意味でご紹介させていただいて、その中でまたもっと議論すべきところ、それから今まで挙げられてきていないけれども、これから議論すべきこと、いろいろご意見等あるかと思いますので、いただければと思います。資料4-1につきまして、これまでの振り返りをまずさせていただきたいと思います。

政策対話は、これまで7回開催されておりまして、主要なテーマは二つに分けることができます。先ほどご説明いただいた国内実施計画の策定及びその点検の部分、それからメンバーから提起いただいております個別テーマに関する議論と、大きく二つに分けて議論してきております。

この資料につきましては、メンバーから提起があった個別テーマに関する議論のところを抽出して整理しているものでございます。ざっと振り返りますと、第1回、第2回は政策対話の場でどういったテーマを議論していくべきかというところで、ブレーンストーミング的にいろいろとご意見をいただきまして、主に①から⑥のところの議論、ご意見をいただいております。

①が、予防的取り組み方法等の基本的な考え方でございまして、これについては第3回のテーマとして取り上げて議論をいただいたところでございます。

続いて、②高度化するリスク評価とそれを取り巻く課題、これにつきましては第4回のテーマとして取り上げて議論いただいているところです。

また、③製品中の化学物質の表示、これについては⑨、後ほどご紹介しますけれども、⑨とあわせて第5回のテーマとして採用してご議論いただいたところでございます。

そのほか、挙げられたテーマとしては、④有害化学物質の廃棄処理、⑤諸外国と比較した我

が国の化学物質管理対策全体のあり方、それから⑥事故時・災害時における対応のあり方といったところが挙げられております。

こういったところが、テーマとしては抽出されているのですけれども、そのほかに言及のあったテーマとしては、法律間の有害性情報の共有のあり方ですとか、化学物質ごとのリスク管理の連携のあり方、それからW S S D 2020年目標達成状況の評価について議論してはというような言及がございました。

以降、その中から選ばれたテーマについて議論したところもあるのですけれども、第3回については予防的な取り組み方法を具体的に取り上げて議論いただきまして、新たなテーマというのは挙がってきていなかったというところです。

第4回につきましては、リスク評価の新たな展開とそれを取り巻く課題についてというところをご議論いただきまして、その中に新たに⑦から⑩までのテーマが挙がってきております。ばく露評価の高度化というのが⑦でございます。続きまして⑧が未解明の問題への対応、⑨が消費者に提供すべき情報や提供方法、これにつきましては、先ほど③でも挙げられておりましたけれども、具体的に取り上げて第5回のテーマとして採用し、ご議論いただいているところでございます。そのほか⑩意思決定等への消費者の参加方法についても議論しては、というところをご指摘いただきました。

続きまして、第5回でございますけれども、製品中化学物質に関するリスクコミュニケーションについて、というテーマでご議論いただきまして、その中でさらに具体的な内容として⑪⑫のあたりのテーマをいただいております。

⑪が消費者への製品中化学物質の情報提供方法でございまして、具体的には、先ほども中下様からご指摘があったところでございますが、製品中化学物質の表示、特に物質名の統一ができるのか、それから⑪－2 製品中化学物質に関する情報提供システムの整備が必要ではないかといったところ。もう一つが、⑫でございまして、こちらはリスクコミュニケーションのあり方についてのご指摘でございます。⑫－1 消費者が化学物質に関して相談できる機関や場の整備、⑫－2 消費者からの相談に答えられる人材の育成、⑫－3 学校教育の必要性といったところが挙がってきております。

2ページ目でございますが、第6回では、S A I C Mの点検に関する指摘が主要なテーマでございまして、新たなテーマというのは挙がってきていなかつたところでございます。

前回第7回でございますが、ここでもこれまで提起があったテーマのほかに、最後に⑬でございますが、リスクコミュニケーションの内容の評価、具体的にどういうことが実施されている

のか、もっと踏み込んで検討してはどうかといったご指摘をいただいたところです。

一応、このように、これまでのところでは、議論が行われてきておりまして、これを踏まえまして、また今後どういったことを議論していくべきかといったところで、皆様にご意見等を頂戴できればと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○北野座長 ありがとうございました。

先ほどの中下委員からも表示のあり方とか、事故時の措置、対応、これは中地委員からも同じような提案がございました。そういうことを踏まえて、今、過去に何をやってきたかということのご説明をいただくと同時に、それでは今後この場は何をやっていくのかという、そういう非常に大事なところになってきているのですけれども、やはり政策対話の場ですので、基本的にはやはり合意形成ができるものをテーマにしたいと、予防原則については正直言ってなかなか合意するのが難しくて、それはそれで一つのテーマとして、もちろん避けてはいけないのですけれども、何とかせっかくこういう形でやっているので、合意形成をして、それが国の政策に反映されるという、そこを我々は忘れてはいけないところだと思っているわけです。

その意味で、これまでやってきたことを踏まえ、また今日ご提案あったことを踏まえて、さらに何か、すぐここでご発言、こういうことをやつたらどうだというご発言がもしあればいただいておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上氏 たびたびすみません。

私はリスクコミュニケーションの問題、非常に重視しているものですから、どうしてもそこにこだわりたいのですけれども、今日出されている、これからＳＡＩＣＭに出す文書等の中で、地方行政というか地方自治体がやっているいろいろなコミュニケーションの努力が、それはそれなりに高く評価するのですけれども、一般の市民からすれば、まだ遠い存在なわけです。

リスクコミュニケーションというのは、最も底辺の部分で行われなければ意味がないと私は思っていますので、そういう意味では、基礎自治体としての地方公共団体、最低限、市区町村含めて、そこでリスクコミュニケーションをきちっとやれるような制度、あるいはシステムをつくらないといけない。そのためには人材の育成、あるいは一般の学校教育も含めて、化学物質に対するちゃんとした教育のシステムというのを考えていくということが当然必要になってくると思います。

そういう点で、この場でここまで含めてやれるような議論ができるだろうか。当然、自治体の皆さん、行政の皆さんに汗をかいてもらわなくてはいけないのですけれども、本当の意

味で自治体、どういう実態になっているのかというのを、こうやって公式に出てくる報告書ではなくて、もうちょっと実態に近い報告あるいはデータが欲しいなというふうに私は思いますし、またそういうものをつくる上で、私たち市民グループが果たせる役割を何らかの形でやつていけたらなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○北野座長 ありがとうございました。

リスクコミュニケーションを推進する上で、どこに問題点があるのか。それは行政の側なのか、市民の側なのか、両方か。いろいろあると思うのですけれども、その辺を議論しながら、結論としてはリスクコミュニケーションをさらに推進していきたいと、そのためのあり方みたいなものを、どこに問題があるかというようなことを、この場で議論したいという、そういう提案だったと思います。

○庄野氏 今のご意見に関しては、我々産業界でも賛成でございまして、これ、リスクコミュニケーションをやるとしても、やはり科学的な意味での初期教育から、いろいろなエデュケーションシステムの導入が必要です。我々、教育現場で話を聞きますと、やはりそこは非常に弱いのです、はっきり言いまして。日本の場合、特にそうですけれども、科学に対する理解、あるいは科学に対しての知識というのは非常に実は大事で、それがベースになければリスクコミュニケーションをやってもだめだと思います。反対に、イノベーションといいますか、今後の科学的発展の中で、やはり科学的な技術力というか、テクノロジーってどんどん動いてしまうのです。それに対してレギュレーションが、それに見合ったような形になるかどうかというところも、実は問題で、テクノロジーに対する専門家、要するにアドバンスケミストリーとか、アドバンステクノロジーに対しての見識のないリスク評価ができる人とかリスク関係の専門家、この養成は高度な意味で必要だろうと思っているのです。ぜひ教育とかこういう今後の日本のことを考えまして、ぜひここはご検討いただければ我々もぜひ協力させていただきたいと思います。

○北野座長 ありがとうございました。

○山本氏 J E C連合の山本です。

今、人の話、それから科学の教育ということが出ましたけれども、こういう対話についても、やはり軸が化学品とか化学の特性ということになるわけで、働く場といいますか、そういう場でも今、化学人材が非常に不足といいますか。層が薄くなっている。事故があったりとか、安全問題、懸念するところはあります。

ですから、こういう場で化学品とか化学物質を多面的に論じる中で、諸々の今、日本の社会

が抱えている困難のソリューションのかなりの部分が、やはり化学の技術や知識で展開できる余地もあるということで、人を軸にした、そういう化学の可能性とか、さっき庄野さんも言われましたけれども、新しいものができれば、その新しい規制のあり方も当然出てくるので、そういうものを幅広く論議していただければというふうに考えています。

○北野座長 ありがとうございます。

あと5分で予定の時間になってしまうのですが、もう一つ議題がありますので、いろいろご意見あると思いますので、大変恐縮ですが、先ほどの3-1から3-6の資料についてのコメントとを二、三分でお願いします。

○橋高氏 今後の政策対話の場で取り上げていただきたい議題ということなのですけれども、せっかくいろいろな省庁の方やいろいろなステークホルダーの方が集まっている場ですので、縦割りを越えて、縦割りによって生じている問題、そういうものを解決、解決とまではいかないのかもしれないですけれども、そういう今の枠組みでは議論し切れない問題をぜひ取り上げていただきたいというふうに考えております。

○北野座長 ありがとうございます。

そういうことで、いろいろまた提案があると思いますので、大変恐縮ですが、1分で。

○有田氏 すみません。縦割りではなく、省庁連絡会議があり、具体的にここで議論した中身を、少しでも進めるためにはどうするかということで進めて欲しいです。また、残念なのが、お立場もあり発言しにくいとは思うのですが、各省庁の方も集まり、政策対話の場であるのに、回答だけでは意味が無いです。ご自分の意見も言っていただかないと、ここでの議論が全然おもしろくないです。

○北野座長 わかりました。

それぞれお立場があるので、いずれにしても、せっかくの機会ですから、今後どういうテーマでやるべきかということで、時間がなくて申しわけないのですが、先ほどの3-1から3-6の資料のコメントなり、またICCM4に向けて、特に何を強調してほしいか。前回議論したのですが、それを踏まえて、大変恐縮ですが9月11日、ちょうど1週間後ですが、それをめどに事務局のほうにご提案いただければと思います。それで、それを事務局のほうでまた適宜対応していただく。

今後どういうテーマでやるべきかということについては、また事務局とも相談しながら、何とか合意形成ができるようなテーマをやっていきながら、成果を上げていきたいと思っておりますので、いろいろな考え方があると思いますので、ぜひいただきたいと思います。

大変申しわけないのですが、庄野さん、いいですか。

(2) 今後の運営体制について

○北野座長 それではもう一つテーマがあるのですが、今後の運営体制という話で、私自身に関係してくるので、ここは、司会は事務局にお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

最後の今後の運営体制というところでございますが、資料4-2をご覧いただければと思います。

北野先生からも仰っていただいたのですけれども、この政策対話につきましては、開始当初より北野先生に座長を務めてきていただいておりまして、今後の中長期的な運用を見据えて体制に関する検討を進めることが必要ではないかということで、事務局と座長の北野先生とご相談させていただいて、下の2. のようなことを考えております。

今後の体制についてというところでございますが、黒四角のところで、学識経験者を中心とした共同座長体制への移行と書かせていただいておりますけれども、政策対話の前身であります化学物質と環境円卓会議で学識経験者3名の方に共同で座長を務めていただいて、運営していたというような実績もございまして、そういう事例も踏まえて、今後、複数名の共同座長制に移行してはどうかということを考えております。

当面は、共同座長として北野先生には補佐いただきながら、各回の座長としては村山先生、それから亀屋先生に交代で運営いただいてはどうかということを考えてございます。

今後の政策対話において、今回、初めてこれについて申し上げたのですけれども、今回、もし可能であれば、このような方針で進めていくことについて合意をいただきまして、合意が得られた場合には、事務局にて設置要綱の改定案を次回、作成してご提出いたしまして、それを確認させていただき、今後、共同座長体制で進めていくことができないかということを考えております。裏面に一応設置要綱の改定のイメージというものをつけておりまして、各回の座長は交代で務めるという文言を入れて、案といいますか。イメージのようなものをお作りしておりますので、ご覧いただければと思います。今後このような形で進めていくことについて、皆様いかがでしょうか。ご異論等ございませんでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

特段ご異論等ないようですので、北野先生に補佐をいただきながら亀屋先生、村山先生、お二人にお手数をおかけするかと思いますけれども、助けていただきながら、事務局としても今

後も政策対話の場を盛り上げていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

それでは、議事はこれで終了になりますが、そのほかご出席の方とか関係省庁から特に何かご連絡事項等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

5. 4 閉会

○事務局 先ほど北野先生からご説明がありましたとおり、今回の議論し切れなかった事項、発言し切れなかった事項につきましては、1週間後の9月11日金曜日をめどに、事務局までメールでお送りいただければと思います。

また、次回の政策対話でございますが、11月から12月ごろを予定しております。ICCM4の報告等もさせていただきながら、今後の議題についていろいろと議論いただければと考えているところでございます。討議内容の詳しい詳細ですか、次回の日程につきましては、追って事務局よりメンバーの皆様にご連絡、ご相談させていただきたいと思います。

また、本日は、傍聴者の方へアンケート用紙をお配りしております。ぜひご記入いただきまして、お帰りの際に受付までご提出いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第8回化学物質と環境に関する政策対話を終了いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

○北野座長 私からも長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございました。

以上